

「商標審査基準」のたたき台案

平成 26 年 9 月

本資料は、これまで商標審査基準ワーキンググループにおいて審議した事項（一定の方向性がまとまったものを含む。）を整理したものである。また、整理の過程において、審査基準として更なる検討が必要な事項を併せて記載している。

【構成】

●現行審査基準の条項に新しいタイプの商標に係る事項を追加するもの

- (1) 第 3 条第 1 項（商標登録の要件）
- (2) 第 3 条 1 項柱書
- (3) 第 3 条 1 項各号の該当性
- (4) 第 3 条 2 項（出願商標と使用商標の同一性の認定）
- (5) 第 4 条 1 項 1 1 号（類否）
- (6) 第 4 条 1 項 1 5 号（混同のおそれ）
- (7) 第 4 条 1 項 1 8 号（当然備える特徴）
- (8) 第 5 条 1 項 2 号の該当性（マドリッド協定議定書の取り扱い含む）
- (9) 第 5 条 4 項の詳細な説明の記載（ 〃 ）
- (10) 第 5 条 5 項における商標の特定について（ 〃 ）
- (11) 第 16 条の 2 補正の却下
- (12) 第 68 条の 9 マドリッド協定議定書における補正の取り扱い

●新しいタイプの商標をタイプ別にまとめて記載するもの（上記の記載内容と基本的に同じものを作成予定。）

タイプ別に第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 16 条の 2 について、それぞれ記載。

- (1) 音商標
- (2) 色彩のみからなる商標
- (3) 動き商標
- (4) ホログラム商標
- (5) 位置商標

＊現行審査基準に新たな審査基準を条項毎に追加して記載。また、ユーザーの利便性を確保する観点から、新しいタイプの商標に関する審査基準のみの部分も併せて記載。

目 次

- 第1 第3条第1項（商標登録の要件）
 - 一 第3条第1項全体
 - 二 第3条第1項柱書
 - 三 第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）
 - 四 第3条第1項第2号（慣用商標）
 - 五 第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）
 - 六 第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称）
 - 七 第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）
 - 八 第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）
- 第2 第3条第2項（使用による識別性）
- 第3 第4条第1項及び第3項（不登録事由）
 - 一 第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）
 - 二 第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）
 - 三 第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）
 - 四 第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章）
 - 五 第4条第1項第7号（公序良俗違反）
 - 六 第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）
 - 七 第4条第1項第9号（博覧会の賞）
 - 八 第4条第1項第10号（他人の周知商標）
 - 九 第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）
 - 十 第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）
 - 十一 第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）
 - 十二 第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）
 - 十三 第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）
 - 十四 第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）
 - 十五 第4条第1項第18号（商品等が当然備える特徴）
 - 十六 第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標）
 - 十七 第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）
- 第4 第5条（商標登録出願）
- 第5 第6条（一商標一出願）
- 第6 第7条（団体商標）
- 第7 第7条の2（地域団体商標）
 - 一 第7条の2第1項柱書

- 二 第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（登録を受けられる商標）
- 三 第7条の2第2項（地域の名称）
- 第8 第8条（先願）
- 第9 第9条（出願時の特例）
- 第10 第10条（出願の分割）
- 第11 第15条の3（先願未登録商標）
- 第12 第16条（商標登録の査定）
- 第13 第16条の2及び第17条の2（補正の却下）
- 第14 第64条（防護標章登録の要件）
- 第15 第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）
- 第16 第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、20及び28（国際商標登録出願に係る特例）
- 第17 附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条（書換）
- 第18 その他
- 第19 平成18年法律第55号附則第7条及び第8条（特例小売商標登録出願）

「商標審査基準」たたき台案

※本文中の文字色は以下のとおりとする。

青： ワーキンググループにおいて審議された事項

赤： 今後の検討が必要な事項

第1 第3条第1項 (商標登録の要件)

一、第3条第1項全体

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状(包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。)、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

1. 第3条第1項の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。
2. 第3条第1項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる立体商標は、原則として、第3条第1項の当該号の規定に該当するものとする。

3. 動き商標の第3条第1項の商標登録の要件についての考え方は、次のとおりとする。

動き商標の第3条第1項の商標登録の要件については、文字や図形等の標章とそれが時間の経過により変化する状態を総合して、商標全体として考察しなければならない。

なお、動きそのものは、通常、宣伝広告等における注意喚起、装飾を施す目的又は特定の立体的形状の機能を果たす目的で採用されることが多いため、自他商品役務の識別標識として認識されないことが多い上に、動きそのものは商標の構成要素とはなっていない。

このため、動き標章を構成する文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。この動き標章を構成する文字や図形等の標章が第3条

第1項各号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

なお、標章の動きが軌跡として線等で表され、それが文字や図形等の標章を形成する場合には、需要者がその標章に着目することが想定されるため、その標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。

[第5回WG資料等]

4. ホログラム商標の第3条第1項の商標登録の要件についての考え方は、次のとおりとする。

ホログラム商標の第3条第1項の商標登録の要件については、文字や図形等の標章とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態を総合して、商標全体として考察しなければならない。

具体的には、これらの視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果が施されているホログラム商標については、表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。このホログラム標章を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

また、角度により別の表示面が見える効果が施されており、ホログラム商標が複数の表示面から構成されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行うとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合して、商標全体として考察する必要がある。

例えば、商品の品質等を表示する文字が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項各号の規定に該当するものとする。

[第5回WG資料等]

5. 色彩のみからなる商標の第3条第1項の商標登録の要件についての考え方は、次のとおりとする。

色彩のみからなる商標は、通常商品の色彩や役務の提供の用に供する物の色彩等を表示したものと認識されるものであり、本来的に、第3条第1項の商標登録の要件は

満たさないものとする。

(1) 単一の色彩のみからなる標章について

単一の色彩については、何人も自由に選択して使用できるものであり、その色彩自体に特異性が認められるものではないため、原則として、第3条第1項の商標登録の要件は満たさないものとする。

(2) 色彩の組み合わせからなる標章について

色彩の組み合わせについては、一般に商品や広告において使用される色模様や背景色を表示したものの印象を与えることが多いことから、原則として、第3条第1項の商標登録の要件は満たさないものとする。

[第5回WG資料等]

6. 音商標の第3条第1項の商標登録の要件についての考え方は、次のとおりとする。

音商標の第3条第1項の商標登録の要件については、音商標を構成する音の要素（音楽、自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察しなければならない。

(1) 歌詞等の言語的要素を含む音商標について

音商標を構成する歌詞等の言語的要素が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。この言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当するものである場合、下記(2)のとおり、音の要素が第3条第1項各号の規定に該当するか否かを判断する。

また、第3条第1項各号の規定に該当する言語的要素を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として、第3条第1項各号の規定に該当するものとする。

(2) 音の要素のみからなる（歌詞等の言語的要素を含まない）音商標について

音商標を構成する音の要素（音楽、自然音等）が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。この音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。

[第3回、第4回WG資料等]

7. 位置商標の第3条第1項の商標登録の要件についての考え方は、次のとおりとする。

位置商標の第3条第1項の商標登録の要件については、文字や図形等の標章とその標章を付される位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。

具体的には、位置標章を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当するものであるかの判断を行う。

この位置標章を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。なお、この場合は、標章を付する位置にかかわらないものとする。

標章が第3条第1項各号の規定に該当する場合、その標章を付する位置によってただちに第3条第1項各号の規定に該当しないことにはならないため、原則として、商標全体として第3条第1項各号の規定に該当するものとする。

[第5回WG資料等]

二、第3条第1項柱書

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。
 - (例) ① 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合
 - ② 指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合
2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。

 - (1) 商標法第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について
 - (イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。
 - (ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。
 - (ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。
 - (2) 商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。
3. 上記2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。
- (2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。
 - ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
 - ② 店舗及び店内の写真
 - ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
 - ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ インターネット等の記事
 - ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等
- (3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。
 - (イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。
 - ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
 - ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。
 - (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。
 - ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。
- (4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。

前者については、

 - ① 出願に係る商標を使用する意図
 - ② 指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的に行うのか（指

定役務の場合はその提供の計画)

③商標の使用の開始時期

を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものとする。

後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることとする。

（注）上記2．及び3．の基準は、平成19年4月1日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

以下について、修正すべきではないか。

「4．国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなきときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

（例）~~① Sound mark（音響商標）~~

~~② Olfactory mark（匂い商標）~~

~~③ Color mark（色彩のみからなる商標）~~

~~※色彩のみであって、文字、図形、記号又は立体的形状と結合していないもの」~~

- 5．団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、第3条第1項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。
- 6．「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

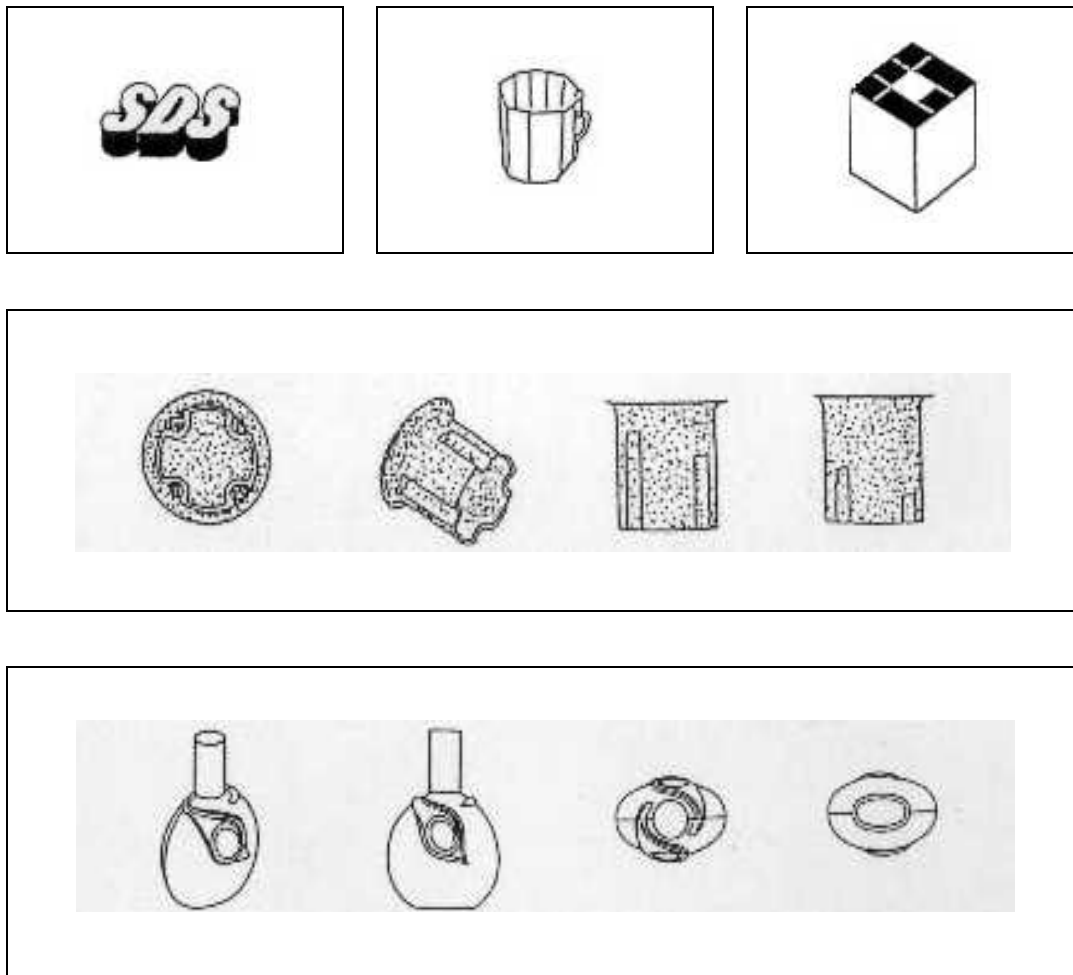
なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

- 7．立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）への記載が立体商標としての商標の構成及

び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に取り扱うものとする。

(1) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例



(2) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 商標記載欄に三次元の物の外観としての立体的形状が記載されていない場合



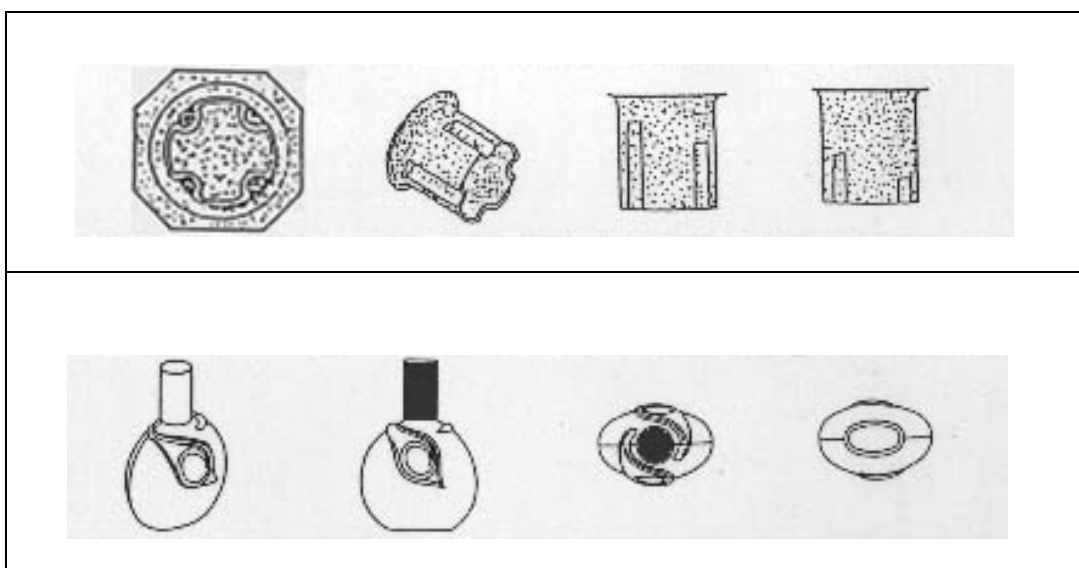
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

- ② 商標記載欄に立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

- ③ 商標記載欄に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



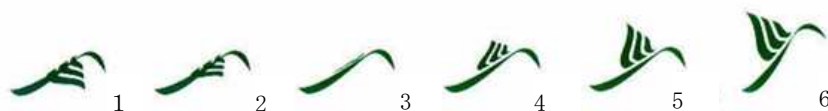
(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

8. 動き商標である旨の記載があっても、商標記載欄への記載が動き商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 動き商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真が商標記載欄に記載されている場合。

(例)



※欧州共同体商標 (C T M)

商標番号：1864610（番号のみ拡大している）

[第5回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「(2) 動き商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

- ①商標記載欄に記載された図又は写真が不鮮明で、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されない場合
- ②複数の図又は写真が記載されているが、同一の図又は写真としてしか見ることができず、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されない場合」

9. ホログラム商標である旨の記載があっても、商標記載欄への記載がホログラム商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) ホログラム商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

ホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、角度により別の表示面が見える効果等）により変化する標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真が商標記載欄に記載されている場合。

(例)



※韓国

登録番号：4009318260000

[第5回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「(2) ホログラム商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 商標記載欄に記載された図又は写真が不鮮明で、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が特定されない場合

② 角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、ホログラム商標が複数の表示面から構成されているが、複数の表示面を一つの図又は写真により表しているために、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が特定されない場合

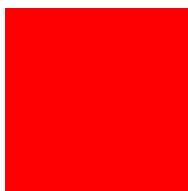
(例)



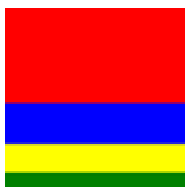
」

10. 色彩のみからなる商標（単色及び色彩の組合せの場合）である旨の記載があっても、願書中の商標記載欄への記載が色彩のみからなる商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

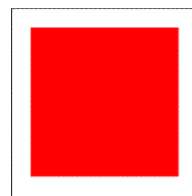
(1) 色彩のみからなる商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例



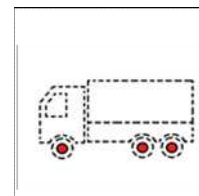
単色



組合せ

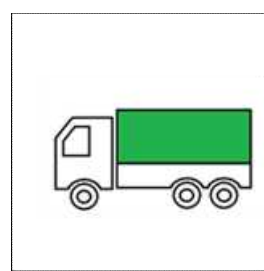
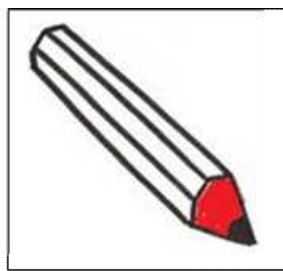
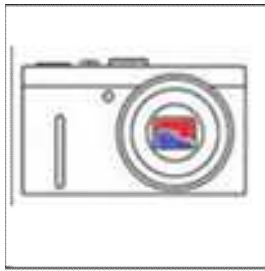


余白があるもの



商品中の位置
を特定

(2) 色彩のみからなる商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例



破線で描くべき部分を実線で描いている場合

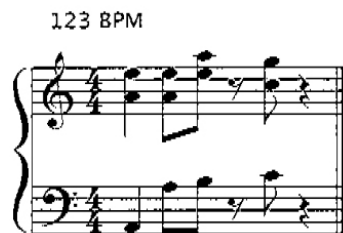
[第5回WG資料等]

11. 音商標である旨の記載があっても、商標記載欄への記載が音商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 商標登録を受けようとする音を特定するものと認められる場合

(イ) 五線譜にて記載可能な音の場合

(例)



※欧州共同体商標 (CTM)

商標番号：5181201

※国際登録番号：1177675

五線譜には、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項として、次のものを記載しなければならない。

- ・ 音符又は休符
- ・ 音部記号（ト音記号等）
- ・ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ・ 拍子記号（4分の4拍子等）

次の事項が音商標に含まれる場合には、五線譜に記載しなければならない。

- ・ 歌詞

[第3回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「次の事項を、商標の構成要素とする場合には、五線譜になるべく記載する。

- ・ 演奏される楽器
- ・ 声域区分（ソプラノ等）
- ・ 音声の種類（男声、女声、子供の声等）

次の事項は音商標の構成要素ではないため、これらが五線譜に記載されている場合には、商標登録を受けようとする音を特定するものとは認められない。

- ・ 楽曲のタイトル
- ・ 作曲者名

なお、上記の事項が記載された五線譜が商標記載欄に記載されていても、音商標である旨の記載及び第5条第4項の規定による経済産業省令に定める物件の添付がない場合には、図形商標としてあつかうものとする。」

(㍑) 五線譜にて記載不可能又は困難な音の場合

商標記載欄に、文章による具体的な説明を記載する。文章による説明は、「音の種類（例えば、猫の鳴き声、手をたたく音、風の吹く音、機械音等）」及び「その他商標を特定するために必要な要素（例えば、音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化（注）等」を記載する。

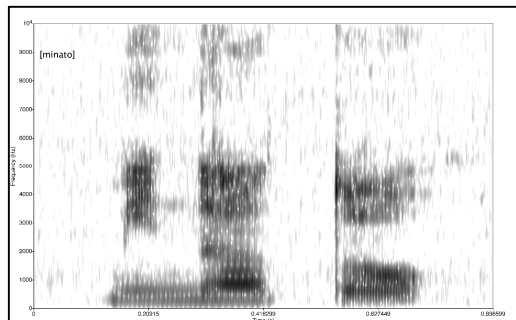
（注）音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等を指す。

（例）「本商標は、「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」

(2) 商標登録を受けようとする音を特定するものとは認められない場合

商標記載欄に、サウンドスペクトログラム（ソノグラム）を記載した場合には、商標登録を受けようとする音を特定するものとは認められない。

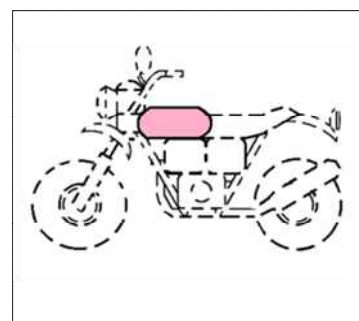
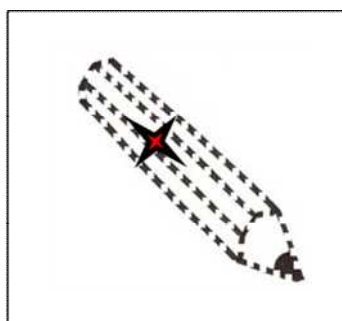
(例)



[第3回WG資料等]

12. 位置商標である旨の記載があっても、願書中の商標記載欄への記載が位置商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 位置商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

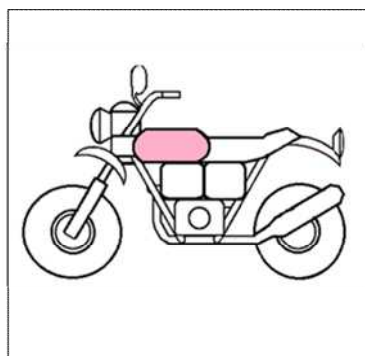


(2) 位置商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 破線で描くべき部分を実線で描いた場合



(赤いドーナツ型のキー)

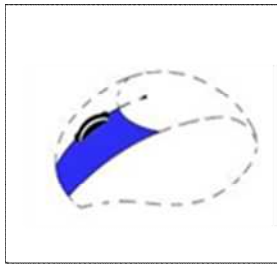


(桃色のタンク)

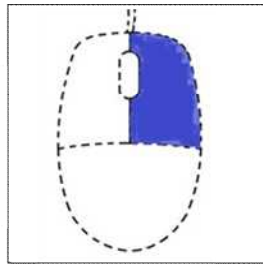


(赤いライン型装飾)

② 商標登録を受けようとする部分が特定できない場合



第1図



第2図

各図面において、位置が異なる。

[第5回WG資料等]

三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）

その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。

（例） 商品「時計」について、「時計」の商標

役務「美容」について、「美容」の商標

2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。

（例） 略称……「アルミ」（アルミニウム）

「パソコン」（パーソナルコンピュータ）

「損保」（損害保険の引受け）

「空輸」（航空機による輸送）

俗称……「波の花」（塩）

「おてもと」（箸）

「一六銀行」（質屋による資金の貸付け）

「呼屋」（演芸の興行の企画又は運営）

3. 「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。

ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。

4. 商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

以下について、記載が必要ではないか。

「5. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字が、商品又は役務の普通名称である場合には、原則として、第3条第1項第1号の規定に該当するものとする。

なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、それが普通名称を表す文字を形成する場合も、原則として、第3条第1項第1号の規定に該当するものとする。

また、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、

複数の表示面から構成されている場合であって、商品又は役務の普通名称を表す文字が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第1号の規定に該当するものとする。

6. 商品又は役務の普通名称を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として、第3条第1項第1号の規定に該当するものとする。」

四、第3条第1項第2号（慣用商標）

その商品又は役務について慣用されている商標

1. 本号の「慣用されている商標」とは、同種類の商品又は役務について同業者間において普通に使用されるに至った結果、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別することができなくなった商標をいい、例えば、次のようなものが該当する。

（例）

（1）文字商標

「正宗」（清酒）

「羽二重餅」（餅菓子）

「オランダ船」の図形（カステラ）

「かきやま」（あられ）

「観光ホテル」（宿泊施設の提供）

「プレイガイド」（興行場の座席の手配）

（2）色彩のみからなる商標

「赤色、白色の組合せ」（婚礼の執行）

「黒色、白色の組合せ」（葬儀の執行）

（3）音商標

「石焼き芋の売り声」「夜鳴きそばのチャルメラの音」

以下について、記載が必要ではないか。

「2. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字や図形等の標章が、慣用商標である場合には、原則として、第3条第1項第2号の規定に該当するものとする。

なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、それが慣用商標を表す文字を形成する場合も、原則として、第3条第1項第2号の規定に該当するものとする。

また、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、複数の表示面から構成されている場合であって、商品又は役務の慣用商標を表す文字が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第2号の規定に該当するものとする。

3. 商品又は役務の慣用商標を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として、第3条第1項第2号の規定に該当するものとする。」

五、第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質その他の特徴等の表示又は役務の提供の場所、質その他の特徴等の表示）

その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を表示する2以上の標章よりなる商標又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格（以下「商品又は役務の特徴等」という。）を表示する2以上の標章からなる商標は、本号の規定に該当するものとする。
2. 図形又は立体的形状をもって、商品の産地、販売地、品質、生産若しくは使用の方法等又は役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、提供の方法等を表示する商標は、本号の規定に該当するものとする。
3. (1) 国内外の地理的名称を表示する商標については、その地理的名称の表示する土地において、必ずしも現実に指定商品が生産され若しくは販売されていること又は指定役務が提供されていることを要せず、需要者又は取引者によって、その地理的名称の表示する土地において、指定商品が生産され若しくは販売され又は指定役務が提供されているであろうと一般に認識される場合には、商品の産地若しくは販売地又は役務の提供の場所を表すものとして、本号の規定に該当するものとする。

なお、国家名（国家名の略称、現存する国の旧国家名を含む。）、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）、繁華な商店街（外国の著名な繁華街を含む。）及び地図を表示する商標は、指定商品の産地若しくは販売地又は指定役務の提供の場所を表すものと認識される蓋然性が高いことから、原則として、本号の規定に該当するものとする。

（注）「国内外の地理的名称」には、国家、首都、州、県、州都、省、省都、郡、県庁所在地（県都）、旧国、旧地域、地方、市、特別区、行政区画、繁華街、観光地（その所在地又は周辺地域を含む。）、湖沼、山岳、河川、公園等を表す名称や地図が含まれるものとする（以下同じ。）。

- (2) 国内外の地理的名称を表示する商標は、本号の規定に該当しない場合であっても、第3条第1項第6号の規定に該当するものがあることに十分留意する。
4. 指定商品の「品質」、「効能」、「用途」等又は指定役務の「質」、「効能」、「用途」等を間接的に表示する商標は、本号の規定に該当しないものとする。
5. 「コクナール」、「スグレータ」、「とーくべつ」、「うまーい」、「早ーい」等のように長音符号を除いて考察した場合において、商品の品質、用途、効能等又は役務の質、用途、効能等を表示するものと認められるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
6. 指定商品の形状（指定商品の包装の形状を含む。）又は指定役務の提供の用に供する物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない商標は、本号の規定に該当するものとする。
7. (1) 書籍の題号については、題号がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。
(2) 新聞、雑誌等の定期刊行物の題号は、原則として、自他商品の識別力があるものとする。
8. 映像が記録された「フィルム」については、題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、品質を表示するものとする。「録音済みの磁気テープ」、「録音済みのコンパクトディスク」、「レコード」等についても同様とする。
9. 「放送番組名」については、指定役務（放送番組の制作、テレビジョン放送等）との関係において、番組名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする（連続の放送番組名を含む。）。
10. 指定役務（映写フィルムの貸与、録画済み磁気テープの貸与、録音済み磁気テープの貸与、録音済みコンパクトディスクの貸与、レコードの貸与等）との関係において、その役務の提供を受ける者の利用に供する物（映写フィルム、録画済みの磁気テープ、録音済みの磁気テープ、録音済みのコンパクトディスク、レコード等）の題名がただちに特定の内容を表示するものと認められるときは、役務の質を表示するものとする。
11. 「飲食物の提供」に係る役務との関係において、外国の国家名、地理的名称等が特定の料理（フランス料理、イタリア料理、北京料理等）を表示するものと認められるときは、その役務の質を表示するものとする。
12. 建築、不動産等建築物を取り扱う役務を指定役務とする立体商標であって、それが当該建築物の形状を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものであるときは、役務の提供の用に供する物を普通に用いられる方法で表示するものとして、本号の規定を適用することとする。

(注) 「使用」の定義の解釈規定である商標法第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第6号の基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。

13. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品を表示する標章と認められるときは、その役務の「提供の用に供する物」を表示するものとする。

14. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3. を準用する。

15. 商品又は役務の特徴等に該当する色彩のみからなる商標について

商品等が通常有する色彩は、商品等の特徴を表すにすぎないものであることから、こうした色彩を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、原則として、第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

具体的には、次のとおり。

(1) 商品が通常有する色彩

(イ) 商品の性質上、自然発生的（必然的）に有する色彩

(例)

- ・ 商品「バナナ」について、「黄色」
- ・ 商品「チョコレート」について、「茶色」
- ・ 商品「銀地金」について、「銀色」
- ・ 商品「観葉植物」について、「緑色」
- ・ 商品「豆腐」について、「白色」
- ・ 商品「牛乳」について、「白色」
- ・ 商品「コーヒー」について、「こげ茶色」
- ・ 商品「木炭」について、「黒色」

(ロ) 商品の機能を確保するために不可欠な色彩

(例)

- ・ 商品「ソーラーパネル」について、「黒色」
- ・ 商品「建築用断熱材」について、「銀色」

- ・商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」
- ・商品「ビール瓶」について、「茶色」
- ・商品「信号機」について、「『赤・黄・青』の色彩」

(2) 役務の提供の用に供する物等が通常有する色彩

(イ) 役務の性質上、自然発生的（必然的）に有する色彩

- ・役務「自動車用タイヤの貸与」について、「黒色」
- ・役務「観葉植物の貸与」について、「緑色」
- ・役務「カレーの提供」について、「黄土色（ターメリックの色）」
- ・役務「スキー場の提供」について、「白色」

(ロ) 役務の提供にあたり不可欠な色彩

- ・役務「飲食物の提供」（ナイフ・フォーク等の銀食器）について、「銀色」
- ・役務「道路整備工事」（安全確保のための反射板）について、「黄色（オレンジ色）」
- ・役務「消火器の貸与」について、「赤色」

[第5回WG資料等]

16. 商品又は役務の特徴等に該当する音商標について

商品が通常発する音又は役務の提供にあたり通常発する音は、原則として、商品又は役務の特徴を表すにすぎないものとする。こうした音を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標については、原則として、第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

具体的には、次のとおり。

(1) 商品が通常発する音

(イ) 商品から自然発生的（必然的）に発生する音

(例)

- ・商品「炭酸飲料」について、「『シュワシュワ』という泡のはじける音」
- ・商品「ビール」について、「『ポンッ』という栓を開ける音」

(ロ) 商品の機能を確保するために不可欠な音

商品の機能を確保するために不可欠な音は、原則として、全て第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

[第3回、第4回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「例えば、商品「目覚まし時計」について、目を覚ますという機能を確保するために電子的に付加されたアラーム音は、『ピピピ』という極めてありふれたものであっても、メロディーが流れるようなものであっても、アラーム音として通常使用されるものである限り、これに該当するものとする。」

(例)

- ・商品「目覚まし時計」について、「『ピピピ』というアラーム音」
- ・商品「自動車用警音器」について、「自動車の警笛音」
- ・商品「スプレー式殺虫剤」について、「スプレー音」
- ・商品「自動車用エンジン」について、「エンジンの始動音」
- ・商品「フィルム一体型簡易カメラ」について、「シャッター音」
- ・商品「ガスレンジ」について、「着火音」
- ・商品「電気掃除機」について、「吸引音」
- ・商品「シュレッダー」について、「モーター音及び裁断音」
- ・商品「チェーンソー」について、「モーター音」

(2) 役務の提供にあたり通常発する音

(イ) 役務の性質上、自然発生的（必然的）に生じる音

(例)

- ・役務「焼肉の提供」について、「肉が焼ける音」
- ・役務「ボウリング場の提供」について、「ピンの倒れる音」
- ・役務「ぱちんこホールの提供」について、「『ジャラジャラ』という音」
- ・役務「蒸気機関車による輸送」について、「蒸気機関の作動音」
- ・役務「歯科医業」について、「歯を削る音」
- ・役務「樹木の伐木」について、「チェーンソーのモーター音」

(ロ) 役務の提供にあたり不可欠な音

(例)

- ・役務「葬儀の執行」について、「木魚をたたく音」
- ・役務「ボクシング興行の開催」について、「ゴングを鳴らす音」

以上、第3回、第4回ワーキンググループより

17. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字や図形等の標章が、商品又は役務の特徴等である場合には、原則として、第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

[第5回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、それが商品又は役務の特徴等を表す文字又は図形を形成する場合も、原則として、第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

また、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、複数の表示面から構成されている場合であって、商品又は役務の特徴等を表す文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。

18. 商品又は役務の特徴等を単に読み上げたにすぎない音商標について

商品又は役務の特徴等を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として、第3条第1項第3号の規定に該当するものとする。」

六、第3条第1項第4号（ありふれた氏又は名称等）

ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

1. 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種のものが多数存在するものをいうが、例えば、「50音別電話帳（日本電信電話株式会社発行）」等においてかなりの数を発見することができるものをいう。
2. 「ありふれた氏又は名称」を仮名文字又はローマ字で表示したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
3. ありふれた氏、業種名、著名な地理的名称（行政区画名、旧国名及び外国の地理的名称を含む。）等に、「商店」「商会」「屋」「家」「社」「堂」「舎」「洋行」「協会」「研究所」「製作所」「会」「研究会」「合名会社」「合資会社」「有限会社」「株式会社」「K. K.」「Co.」「Co., Ltd.」「Ltd.」等を結合してなる商標は、原則として、本号でいう「ありふれた名称」に該当するものとする。
ただし、行政区画名と業種名とを結合してなる会社名については、普通に採択される名称である場合でも、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。
(例) 「ありふれた名称」でないもの
日本タイプライター株式会社
日本生命保険相互会社
4. 特定の役務について多数使用されている店名（例えば、アルコール飲料を主とする飲食物の提供及び茶、コーヒー……を主とする飲食物の提供についての「愛」「蘭」等）は、本号には該当せず、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。
5. 本号における「普通に用いられる方法で表示する標章」については、基準第1三、第3条第1項第1号の3. を準用する。

以下について、記載が必要ではないか。

「6. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字が、ありふれた氏又は名称である場合には、原則として、第3条第1項第4号の規定に該当するものとする。

なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、それがありふれた氏又は名称を表す文字を形成する場合も、原則として、第3条第1項第4号の規定に該当するものとする。

また、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、複数の表示面から構成されている場合であって、ありふれた氏又は名称を表す文字が複

数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第4号の規定に該当するものとする。

7. ありふれた氏又は名称を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として、第3条第1項第4号の規定に該当するものとする。」

七、第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）

極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標

1. 仮名文字（変体仮名を含む。）1字、1本の直線、波線、輪郭として普通に用いられる△、□、○、◇、※、♡、月桂樹若しくは盾の図形、又は球、立方体、直方体、円柱、三角柱の立体的形状等は、本号の規定に該当するものとする。
2. (1) ローマ字の1字若しくは2字からなるとき、ローマ字の1字にその音を仮名文字で併記したとき、又は、ローマ字の1字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当するものとする。
(2) ローマ字の2字の音を仮名文字で表示したときは、本号の規定に該当しない。ただし、ローマ字が商品又は役務の記号・符号として普通に使用される商品又は役務については、この限りでない。
(3) ローマ字の2字を「-」で連結したとき、又は、ローマ字の1字若しくは2字に「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」を付した場合において「Co.」、「Ltd.」若しくは「K.K.」がそれぞれ「Company」、「Limited」若しくは「株式会社」を意味するものと認められるときは、本号の規定に該当する。ただし、ローマ字の2字を「&」で連結したときは、この限りでない。
(4) ローマ字の2字を、例えば、のように、モノグラムで表示したときは、本号の規定に該当しない。
3. (1) 数字は、原則として、本号の規定に該当する。
(2) 1桁又は2桁の数字から生ずる音を、例えば「ワンツウ」、「トウエルブ」、「じゅうに」のように表示したとき、又は、これらに数字を併記したときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
(3) 3桁以上の数字から生ずる音を仮名文字で表示したときは、次のように取り扱うものとする。
(イ) 本号の規定に該当する例
「ワンハンドレッド アンド トウエンテイスリー」
「ヒヤクニジュウサン」
(ロ) 本号の規定に該当しない例
「ワン ツウ スリー」
4. 簡単な輪郭内に、上記1.、2.の(1)及び(3)、並びに3.の(1)、(2)及び(3)(イ)の文字を記したものは、原則として、本号の規定に該当するものとする。

以下について、記載が必要ではないか。

「5. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字や図形等の標章が、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章である場合には、原則として、第3条第1項第5号の規定に該当するものとする。

なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、それが極めて簡単で、かつ、ありふれた標章を形成する場合も、原則として、第3条第1項第5号の規定に該当するものとする。また、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、複数の表示面から構成されている場合であって、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章を表す文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第5号の規定に該当するものとする。」

6. 単音やこれに準ずる極めて短い音については、原則として、第3条第1項第5号の規定に該当するものとする。

[第3回、第4回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「7. 上記1ないし3において第3条第1項第5号の規定に該当するとされている仮名文字又はローマ字の1字若しくは数字等を単に読み上げたにすぎない音商標は、原則として第3条第1項第5号の規定に該当するものとする。」

八、第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）

前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

1. 地模様（例えば、模様のなものの連続反覆するもの）のみからなるものは、本号の規定に該当するものとする。
2. 標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
3. 商慣習上、例えば、「Net」、「Gross」等のように、その商品又は役務の数量等を表示する場合に用いられる文字等は、原則として、本号の規定に該当するものとする。
4. 現元号をあらわす「平成」の文字は、本号の規定に該当するものとする。
5. 事業者の設立地・事業所の所在地、指定商品の仕向け地・一時保管地若しくは指定役務の提供に際する立ち寄り地（港・空港等）等（以下「事業者の設立地等」という。）の国内外の地理的名称を表示する商標又は事業者の設立地等として一般に認識される国内外の地理的名称を表示する商標は、第3条第1項第3号の規定に該当しない場合であっても、事業者の設立地等として多くの場合にすでに一般的に使用されあるいは将来必ず一般的に使用されるものであることを踏まえ、原則として、本号の規定に該当するものとする。
6. (1) 特定の役務について多数使用されている店名（第3条第1項第4号に該当するものを除く。）は、本号の規定に該当するものとする。

（該当する例）

アルコール飲料を主とする飲食物
の提供 茶、コーヒー……を
主とする飲食物の提供

➡ 「愛」「純」「ゆき」「蘭」
「オリーブ」「フレンド」

- (2) (1)に該当する店名に「スナック」、「喫茶」等の業種をあらわす文字を付加結合したもの又は当該店名から業種をあらわす文字を除いたものも、原則として、本号の規定に該当するものとする。
7. 指定商品又は指定役務を取り扱う店舗又は事業所の形状にすぎないものと認められる立体商標（第3条第1項第3号に該当するものを除く。）は、原則として、本号の規定を適用するものとする。
8. 小売等役務に該当する役務において、商標がその取扱商品の産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の

方法若しくは時期を表示するものと認められるときは、原則として、本号に該当するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当するものを除く。

9. 上記1. ないし8. に掲げる商標においても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号の規定に該当しないものとする。

以下について、記載が必要ではないか。

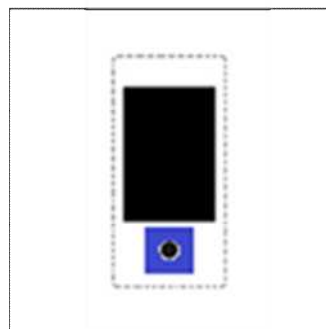
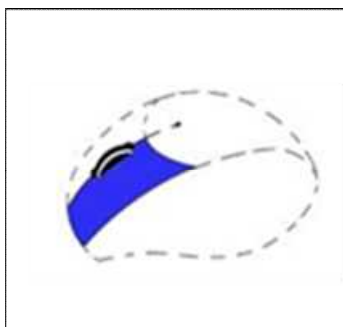
「10. 動き商標、ホログラム商標又は位置商標を構成する文字や図形等の標章が、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものである場合には、原則として、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。

ただし、動き商標については、標章の動いた軌跡が線等で表されない場合に限る。

なお、動き商標については、点が動いた軌跡が線で表され、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものである場合も、原則として、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。

なお、ホログラム商標が、角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、複数の表示面から構成されている場合であって、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない文字等が複数の表示面に分割されて表されている場合には、需要者は商標全体として観察することが想定されるため、原則として、商標全体として第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。

(例) 需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない位置商標



11. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標は、商品の色彩や役務の提供の用に供する物の色彩等を表示したものと通常認識されるものであり、本来的に、第3条第1項の商標登録の要件を満たさないものとする。このことから、第3条第1項第3号の規定に該当するもの以外の、例えば、次のような色彩のみからなる商標については、需要者に自他商品役務の識別標識として認識されないため、原則として、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。

(1) 商品の機能を確保するために不可欠な色彩又は役務の提供にあたり不可欠な色彩ではないが、その市場において商品又は役務に通常使用される色彩

(例) 商品「携帯電話」について、「シルバー」

(2) 商品の機能を確保するために不可欠な色彩又は役務の提供にあたり不可欠な色彩ではなく、その市場において商品又は役務に通常使用されてはいないが、商品の機能又は魅力を向上させるにすぎない色彩

(例) 商品「キュウリ」について、「ピンク」

(3) 色模様や背景色として使用される色彩

(例) 商品「コップ」について、「縦のストライプからなる黄色、緑色、赤色」

12. 音商標について

需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる音商標であるかについては、音商標を構成する音の要素（音楽、自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察しなければならない。

(1) 歌詞等の言語的要素を含む音商標について

音商標を構成する歌詞等の言語的要素が、第3条第1項6号の規定に該当するものであるかの判断を行う。この言語的要素が第3条第1項6号の規定に該当しない場合には、原則として、商標全体としても第3条第1項6号の規定に該当しないものとする。

言語的要素が第3条第1項6号の規定に該当するものである場合、下記(2)のとおり、音の要素が第3条第1項6号の規定に該当するか否かを判断する。

(2) 音の要素のみからなる（歌詞等の言語的要素を含まない）音商標について

音商標を構成する音の要素（音楽、自然音等）が第3条第1項6号の規定に該当するか否かから、商標全体として、第3条第1項6号の規定に該当するか否かを判断する。

例えば、次のような音の要素からなる音商標については、需要者に自他商品役務の

識別標識として認識されないため、原則として、第3条第1項第6号の規定に該当するものとする。

(イ) 自然音を認識させる音

自然音には、風の吹く音や雷の鳴る音のような自然界に存在する音のみならず、それに似せた音、人工的であっても自然界に存在するように似せた音も含まれる。

[第3回、第4回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「(ロ) 需要者が、クラシック音楽や歌謡曲であると認識するような音（楽曲）」

ポピュラーなクラシック音楽や流行歌等のみならず、独自に作られたオリジナルの音楽等についても、楽曲と認識される音については含まれる。

（例）CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲

(ハ) 商品の機能を確保するために不可欠な音又は役務の提供にあたり不可欠な音ではないが、その市場において商品又は役務に通常使用される音

（例）商品「パーソナルコンピュータ」について、「起動音」

(ニ) 商品の機能を確保するために不可欠な音又は役務の提供にあたり不可欠な音ではなく、その市場において商品又は役務に通常使用されてはいないが、商品の機能又は魅力を向上させるにすぎない音

（例）商品「子供靴」について、「歩くたびに鳴る『キュッキュッ』という音」

(ホ) 広告において、需要者の注意を喚起したり、印象付けるために使用される音」

第2 第3条第2項（使用による識別性）

前項第3号から第5号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

1. 本項でいう「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」とは、特定の者の出所表示として、その商品又は役務の需要者の間で全国的に認識されているものをいう。
2. (1) 本項を適用して登録が認められるのは、出願された商標（動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標については、商標登録を受けようとする商標、商標の詳細な説明又は経済産業省令で定める物件から特定される商標。以下「出願商標」という。）及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標（以下「使用商標」という。）及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。
 - (2) 例えば、次のように、出願商標と使用商標とが外観において異なる場合は、使用により識別力を有するに至った商標とは認められないものとする。
 - (イ) 出願商標が草書体の漢字であるのに対し、使用商標が楷書体又は行書体の漢字である場合
 - (ロ) 出願商標が平仮名であるのに対し、使用商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合
 - (ハ) 出願商標がアラビア数字であるのに対し、使用商標が漢数字である場合
 - (ニ) 出願商標が㊦のような態様であるのに対し、使用商標が、又はのような構成である場合
 - (ホ) 出願商標が立体商標であるのに対し使用商標が平面商標である場合、又は出願商標が平面商標であるのに対し使用商標が立体商標である場合
 - (3) 出願商標と使用商標とが厳密には一致しない場合であっても、例えば、その違いが明朝体とゴシック体、縦書きと横書きにすぎない等外観において同視できる程度に商標としての同一性を損なわないものと認められるときには、本項の判断において考慮するものとする。
3. (1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

- ① 実際に使用している商標並びに商品又は役務
 - ② 使用開始時期、使用期間、使用地域
 - ③ 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
 - ④ 広告宣伝の方法、回数及び内容
 - ⑤ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
 - ⑥ 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果
- (2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。
- ① 広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
 - ② 仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿
 - ③ 商標が使用されていることを明示する写真
 - ④ 広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書
 - ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書
 - ⑥ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書
 - ⑦ 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事
 - ⑧ 需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書
- ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。
- (3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。
- (4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。
- なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。
- (5) 小売等役務についての商標が使用により識別力を有するに至ったことを証明する場合においては、この基準第1の二（第3条第1項柱書）の3.(3)により、小売等役務に係る業務を行っていることの証明を要するものとする。
- (6) 小売等役務についての商標に関する使用の証明においては、商標が商品や商

品の包装、商品の価格表、取引書類、広告自体に表示されている場合には、その表示態様に応じて、商標が個別具体的な商品の出所を表示しているのか、または、取扱商品に係る小売等役務の出所を表示しているのかを考察し、小売等役務についての使用であるか否かを判断するものとする。

4. 動き商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる場合

出願商標が動き商標であって、使用商標として出願商標に含まれていない要素（文字、図形、音等）が含まれる資料が提出された場合には、原則として、商標の同一性は認められないものとする。

ただし、使用商標が、出願商標と同一の文字や図形等の標章とそれが時間の経過により変化する状態を含み、かつ、それら以外の要素（文字、図形、音等）を勘案してもなお、当該標章及び標章の動き方の部分が需要者に強い印象を与えるものであり、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合には、商標の同一性を認めるものとする。

（例）使用商標としてCM全体を収録した動画データが提出されたが、動き商標と同一の部分はCMの最後に、サウンドロゴとともに流れるような場合であるが、動き商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。

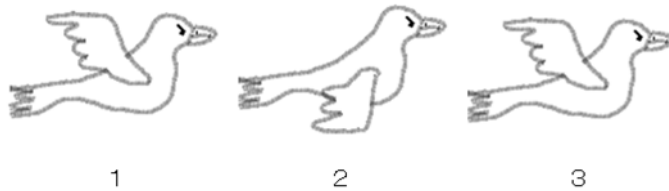
(2) 同一性が認められない場合

①使用商標が、出願商標と相違する場合（標章の相違、時間の経過に伴う標章の変化の状態の相違等）。

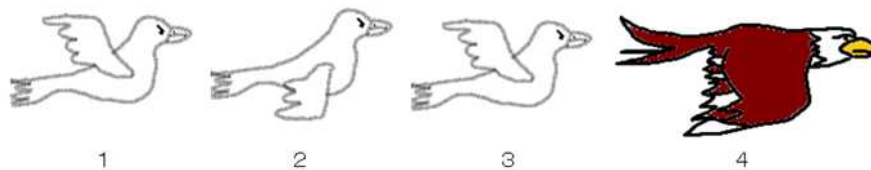
②使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれている場合であって、出願商標部分のみが独立して自他商品役務の識別標識として認識されることはないものと認められる場合。

(例)

・出願商標



・使用商標



[第4回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「5. ホログラム商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる場合

出願商標がホログラム商標であって、使用商標として出願商標に含まれていない要素（文字、図形等）が含まれる資料が提出された場合には、原則として、商標の同一性は認められないものとする。

ただし、使用商標が、出願商標と同一の文字や図形等の標章とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態を含み、かつ、それら以外の要素（文字、図形等）を勘案してもなお、当該標章及びホログラフィーその他の方法による視覚効果が需要者に強い印象を与えるものであり、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合には、商標の同一性を認めるものとする。

（例）使用商標としてホログラム商標が一部に付されたクレジットカードが提出されたが、動き商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない場合

使用商標が、出願商標と相違する場合。（標章の相違、ホログラフィーその他の方法による標章の変化の状態（視覚効果）の相違等）

6. 色彩のみからなる商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる場合

出願商標が色彩のみからなる商標であって、使用商標として出願商標に含まれていない要素（文字、図形等）が含まれる資料が提出された場合には、原則として、商標の同一性は認められないものとする。

ただし、使用商標が、出願商標と同一の色彩及びその色彩の商品における位置が同一の標章を含み、かつ、それら以外の要素（文字、図形等）を勘案してもなお、当該標章部分が需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであり、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合には、商標の同一性を認めるものとする。

（例）使用商標として筆箱の全面が青色であり、その蓋に三つの小さな丸の図形が記載された証拠資料が提出されたが、色彩のみからなる商標である青色が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品の識別標識として認識される場合。

(2) 同一性が認められない場合

- ①使用商標と出願商標の色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）や明度（色の明るさ）が全部又は一部異なる場合。
- ②色彩を組合せた商標で、配色の割合が異なる場合。
- ③出願商標と使用商標の商品における色彩の位置が異なる場合。」

7. 音商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる場合

(イ) 同一の音商標であると需要者が認識し得る場合

出願商標が音商標であって、出願商標と使用商標が厳密には同一ではない場合であっても、同一の音商標であると需要者が認識し得るときには、出願商標と使用商標は同一のものとしてあつかう。

同一の音商標であると需要者が認識し得るか否かの判断にあたっては、音商標を構成する音の要素（音楽的要素であるメロディー、ハーモニー、リズム及びテンポ、音色その他自然音等）及び言語的要素（歌詞等）等の同一性を考慮する。

[第5回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「同一の音商標であると需要者が認識し得ると判断されるためには、少なくとも、需要者が音商標を認識する上で重要な地位を占めるのはメロディーであることから、メロディーが同一であることを必要とする。

また、メロディーが同一であっても、リズム及びテンポが異なる場合には、需要者

の受ける印象が異なる場合が多いため、十分に考慮する。

さらに、音色の違い、例えば、演奏楽器の種類（吹奏楽器、弦楽器、打楽器等）の違いを考慮する。」

例えば、出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がビオラで演奏されたものである場合は、双方の楽器の音色は近似すると考えられることから、同一の音商標であると需要者が認識し得るものとする。

[第4回WG資料等]

(ロ) 出願商標が使用商標の一部に含まれている場合であって、出願商標が独立して自他商品役務の識別標識として認識され得る場合

出願商標が音のみからなる商標であって、使用商標として出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）が含まれる資料が提出された場合であっても、使用商標が、出願商標と同一の音を含み、かつ、当該音以外の要素（文字、図形、他の音等）を勘案してもなお、当該音部分が需要者に強い印象を与えるものであり、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合には、商標の同一性を認めるものとする。

(例) 出願商標が数秒のサウンドロゴであり、使用商標としてCM全体を収録した動画データが提出されたが、当該サウンドロゴはCMの最後に、企業のハウスマークの表示とともに流れるような場合であって、当該サウンドロゴが需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。

[第3回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「(2) 同一性が認められない場合

メロディーが同一であっても、リズム及びテンポが異なることにより、商標全体から需要者の受ける印象が大きく異なる場合には、商標の同一性を認めないこととする。

また、例えば、出願商標がバイオリンで演奏されたものであり、使用商標がピアノやオーケストラで演奏されたものである場合等、音色や商標全体から受ける印象が大きく異なる場合には、同一の音商標であると需要者が認識し得ないことから、商標の同一性を認めないこととする。」

さらに、使用商標として提出された資料において、出願商標の音以外の要素（文字、図形、他の音等）を含むことから出願商標の音が埋没して聴取されるような場合には、商標の同一性は認められないものとする。

[第3回WG資料等]

8. 位置商標の出願商標と使用商標の同一性について

(1) 同一性が認められる場合

出願商標が位置商標であって、使用商標として出願商標に含まれていない要素（文字、図形等）が含まれる資料が提出された場合には、原則として、商標の同一性は認められないものとする。

ただし、使用商標が、出願商標と同一の文字や図形等の標章を含み、その標章の位置が同一であり、かつ、それら以外の要素（文字、図形等）を勘案してもなお、当該標章がその位置とあいまって需要者の目につきやすく、強い印象を与えるものであり、独立して自他商品役務の識別標識として認識され得ると認められる場合には、商標の同一性を認めるものとする。

(2) 同一性が認められない場合

①使用商標と出願商標の実線で描かれた標章が異なる場合。

②使用商標と出願商標の実線で描かれた標章の位置が異なる場合。

[第5回WG資料等]

第3 第4条第1項及び第3項 (不登録事由)

一、第4条第1項第1号（国旗、菊花紋章等）

第4条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標

(略)

二、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）

第2号 パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であって、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第3号 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であって経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であって、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

第5号 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。

第2号関係：



第3号関係：



以下について、記載が必要ではないか。

「イ 本号でいう、「需要者の間に広く認識されている商標」か否かは、次の事実を勘案して判断する。

1. 実際に使用している商標並びに商品又は役務
2. 使用開始時期、使用期間、使用地域
3. 生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
4. 広告宣伝の方法、回数及び内容
5. 一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
6. 需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

ロ 本号の適用においては、次の事実を勘案して判断する。

1. 国際機関が行う業務内容
2. 出願に係る指定商品又は指定役務
3. 国際機関が行う業務内容と出願に係る指定商品又は指定役務との関連性

例：国際機関が行う業務が食品関係（特にオリーブ）

出願に係る指定商品が自動車

この場合は、関連性が低いものとして、本号ロに該当する。」

第5号関係：



三、第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）第1条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第1項の特殊標章と同一又は類似の商標

（略）

四、第4条第1項第6号（国、地方公共団体等の著名な標章）

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標

（略）

五、第4条第1項第7号（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

（略）

六、第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）

他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）

（略）

七、第4条第1項第9号（博覧会の賞）

政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）

（略）

八、第4条第1項第10号（他人の周知商標）

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

（略）

九、第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）

当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第6条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。
2. 商標の類否の判断は、商標が使用される商品又は役務の主たる需要者層（例えば、専門家、老人、子供、婦人等の違い）その他商品又は役務の取引の実情を考慮し、需要者の通常有する注意力を基準として判断しなければならない。
3. 本号に該当する旨の拒絶理由通知において引用した登録商標の商標権者による取引の実情を示す説明書及び証拠の提出が出願人からあったときは、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) 本号の審査において、引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠が提出された場合には、取引の実情を把握するための資料の一つとして参酌することができる。

ただし、次の場合を除く。

 - ① 願書に記載された商標が同一又は明らかに類似（注1）し、かつ、願書に記載された指定商品又は指定役務も同一又は明らかに類似（注2）するものである場合。
 - ② 提出された書類が、取引の実情の客観的な説明及び証拠ではなく、単に商標登録出願に係る商標の登録について引用商標の商標権者が承諾している旨を示すものである場合。
 - (注1) ここでいう商標の「同一又は明らかに類似」とは、例えば、商標法第50条における社会通念上同一と判断される商標、独立して出所表示機能を有する2以上の構成要素において、構成要素中の一が同一と判断される商標、及び、これらに準ずるほど類似していると判断される商標をいう。
 - (注2) ここでいう指定商品又は指定役務の「同一又は明らかに類似」とは、後記11. ないし13. の基準で掲げる商品・役務に係る類否の比較全項目について、一致する蓋然性が高いと判断されるものをいう。
- (2) 上記(1)の取扱いにより提出された引用商標の商標権者による取引の実情を示す説明及び証拠を参酌した結果、本号に該当しないと判断し得るのは、次の場合

に限られるものとする。

- ① 引用商標の指定商品又は指定役務と類似商品・役務審査基準において類似すると推定される指定商品又は指定役務の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。
- ② 引用商標の商標権について専用使用権又は通常使用権が設定されている場合にあっては、商標権者、専用使用権者及び通常使用権者の全てについて、取引の実情の説明及び証拠が提出され、それらを総合的に考察した結果、両者の商標又は指定商品若しくは指定役務が類似しないと判断し得る場合。

(注) 上記3. の基準は、平成19年4月1日より施行するものとする。

4. 引用商標の商標権の存続期間経過後であっても、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく更新登録の申請があったとき又は国際登録に基づく商標権の場合は、議定書第7条(4)の規定に基づく国際登録の存続期間の更新があったときは、引用商標の商標権の存続期間が更新されることに十分留意して、本号を適用するものとする。

ただし、引用商標の商標権者が引用商標の商標権の存続期間の更新申請をしない旨の意思表示をし、存続期間の更新がないことが明らかになった場合は、この限りでない。

(注) 上記4. の基準は、平成24年4月1日より施行するものとする。

5. 振り仮名を付した文字商標の称呼については、次の例によるものとする。
 - (イ) 例えば、「紅梅」のような文字については、「ベニウメ」と振り仮名した場合であっても、なお「コウバイ」の自然の称呼をも生ずるものとする。
 - (ロ) 例えば、「白梅」における「ハクバイ」及び「シラウメ」のように2以上の自然の称呼を有する文字商標は、その一方を振り仮名として付した場合であっても、他の一方の自然の称呼をも生ずるものとする。
 - (ハ) 例えば、商標「竜田川」に「タツタガワ」のような自然の称呼を振り仮名として付したときは、「リュウデンセン」のような不自然な称呼は、生じないものとする。

6. 結合商標の類否は、その結合の強弱の程度を考慮し、例えば、次のように判断するものとする。ただし、著しく異なった外観、称呼又は観念を生ずることが明らかなときは、この限りでない。

- (1) 形容詞的文字(商品の品質、原材料等を表示する文字、又は役務の提供の場所、質等を表示する文字)を有する結合商標は、原則として、それが付加結合

されていない商標と類似する。

(例) 類似する場合

「スーパーライオン」と「ライオン」

「銀座小判」と「小判」

「レディグリーン」と「レディ」

(2) 大小のある文字からなる商標は、原則として、大きさの相違するそれぞれの部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「富士白鳥」と「富士」又は「白鳥」

「サンムーン」と「サン」又は「ムーン」

(3) 著しく離れた文字の部分からなる商標は、原則として、離れたそれぞれの部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「鶴亀 万寿」と「鶴亀」又は「万寿」

(4) 長い称呼を有するため、又は結合商標の一部が特に顕著であるため、その一部によって簡略化される可能性がある商標は、原則として、簡略化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

「cherryblossomboy」と「チェリーブラッサム」

「chrysanthemumbluesky」と「クリサンシマム」又は「ブルースカイ」

(5) 指定商品又は指定役務について慣用される文字と他の文字とを結合した商標は、慣用される文字を除いた部分からなる商標と類似する。

(例) 類似する場合

清酒について「男山富士」と「富士」

清酒について「菊正宗」と「菊」

興行場の座席の手配について「プレイガイドシャトル」と「シャトル」

宿泊施設の提供について「黒潮観光ホテル」と「黒潮」

(6) 指定商品又は指定役務について需要者の間に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあるものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。

ただし、その他人の登録商標の部分が既成の語の一部となっているもの等を除く。

(例) 類似する例

テープレコーダについて「SONYLINE」、「SONY LINE」又は「SONY/LINE」と「SONY」

化粧品について「ラブロリアル」と「L'OREAL」「ロリアル」

かばん類について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」

航空機による輸送について「JALFLOWER」と「JAL」

映画の制作について「東宝白梅」と「東宝」

(例) 類似しない例

金属加工機械器具について「TOSHIHIKO」と「IHI」

時計について「アルバイト」と「ALBA/アルバ」

遊戯用機械器具について「せがれ」と「セガ」

(注) 需要者の間に広く認識されているか否かの認定に当たっては、この基準第3の八(第4条第1項第10号)の7.を準用する。

(7) 商号商標(商号の略称からなる商標を含む。以下同じ。)については、商号の一部として通常使用される「株式会社」「商会」「CO.」「K.K.」「Ltd.」「組合」「協同組合」等の文字が出願に係る商標の要部である文字の語尾又は語頭のいずれかにあるかを問わず、原則として、これらの文字を除外して商標の類否を判断するものとする。

7. (1) 商標の構成部分中識別力のある部分が識別力のない部分に比較して著しく小さく表示された場合であっても、識別力のある部分から称呼又は観念を生ずるものとする。

(2) 商標が色彩を有するときは、その部分から称呼又は観念を生ずることがあるものとする。

(3) 商標の要部が、それ自体は自他商品の識別力を有しないものであっても、使用により識別力を有するに至った場合は、その部分から称呼を生ずるものとする。

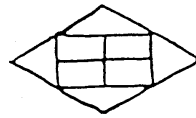
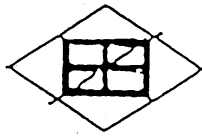
8. 商標の称呼の類否を称呼に内在する音声上の判断要素及び判断方法のみによって判断するときには、比較される両称呼の音質、音量及び音調並びに音節に関する判断要素のそれぞれにおいて、共通し、近似するところがあるか否かを比較するとともに両商標が特定の観念のない造語であるか否か(例えば、明らかな観念の違いによってその音調を異にしたり、その称呼に対する注意力が異なることがある。)を考慮し、時と所を異にして、両商標が称呼され、聴覚されるときに聴者に与える称呼の全体的印象(音感)から、互いに相紛れるおそれがあるか否かによって判断するものとする。

(以下省略)

【参考】外観、称呼、観念の各類似例

(1) 外観類似

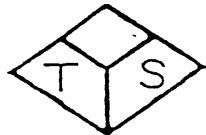
1)



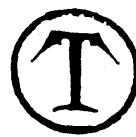
2)



3)



4)



(2) 称呼類似

- | | | |
|----|-------|---------|
| 1) | スチッパー | SKiPPER |
| 2) | アトミン | アタミン |
| 3) | 山 清 | ヤマセ |
| 4) | コロネート | CORONET |

(3) 観念類似

- | | | |
|----|--------------|--------|
| 1) | 友 達 | Friend |
| 2) | madam
マダム | 奥様 |
| 3) | 王 様 | KING |
| 4) | 星 | Star |

9. (1) 立体商標の類否は、観る方向によって視覚に映る姿が異なるという立体商標の特殊性を考慮し、次のように判断するものとする。ただし、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められないときはこの限りでない。
 - (イ) 立体商標は、原則として、それを特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標（近似する場合を含む。）と外観において類似する。
 - (ロ) 特定の方向から観た場合に視覚に映る姿を共通にする立体商標（近似する場合を含む。）は、原則として、外観において類似する。
 - (ハ) 立体商標は、その全体ばかりでなく、原則として、特定の方向から観た場合に視覚に映る姿に相応した称呼又は観念も生じ得る。
- (2) 立体商標が立体的形状と文字の結合からなる場合には、原則として、当該文字部分のみに相応した称呼又は観念も生じ得るものとする。
10. (1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。
- (2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。
11. 商品の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。
 - (イ) 生産部門が一致するかどうか
 - (ロ) 販売部門が一致するかどうか
 - (ハ) 原材料及び品質が一致するかどうか
 - (ニ) 用途が一致するかどうか
 - (ホ) 需要者の範囲が一致するかどうか
 - (ヘ) 完成品と部品との関係にあるかどうか
12. 役務の類否を判断するに際しては、次の基準を総合的に考慮するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。
 - (イ) 提供の手段、目的又は場所が一致するかどうか
 - (ロ) 提供に関連する物品が一致するかどうか
 - (ハ) 需要者の範囲が一致するかどうか
 - (ニ) 業種が同じかどうか

(ホ) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか

(ハ) 同一の事業者が提供するものであるかどうか

13. 商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。ただし、類似商品・役務審査基準に掲載される商品と役務については、原則として、同基準によるものとする。

(イ) 商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか

(ロ) 商品と役務の用途が一致するかどうか

(ハ) 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか

(ニ) 需要者の範囲が一致するかどうか

14. 動き商標の類否について

動き商標の類否の判断は、文字や図形等の標章とそれが時間の経過により変化する状態を総合して、商標全体として考察しなければならない。

なお、動きそのものは、通常、宣伝広告等における注意喚起及び装飾を施す目的や特定の立体的形状の機能を果たす目的で採用されることが多いため、自他商品役務の識別標識として認識されないことが多い上に、動きそのものは商標の構成要素とはなっていない。

このため、動きそのものについて、独立して自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得る部分（以下「要部」という。）として抽出し類否判断は行うことはしない。

ただし、標章の動きが軌跡として線等で表され、それが文字や図形等の標章を形成する場合には、需要者がその標章に着目することも想定されるため、要部として抽出し類否判断は行うこともあり得る。

以上を踏まえ、動き商標は、文字や図形等の標章とそれが時間の経過により変化する状態（ただし、標章の動きが軌跡として線等で表され、それが文字や図形等の標章を形成する場合にのみ要部抽出の対象とする）が組み合わされた商標全体から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断を行う。

具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(1) 動き商標間の類否について

(イ) 軌跡が線等として残る場合

自他商品役務の識別機能が認められない標章が動き、その軌跡が線で表されることで、文字や図形等の自他商品役務の識別機能が認められる標章を形成する動き商標と、その軌跡により形成される標章と同一又は類似の軌跡からなる標章を形成する動き商標は、原則として、商標全体として類似するものとする。

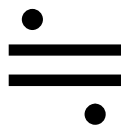
(例) 原則として、類似する場合

(標章：自他商品役務の識別機能なし、

軌跡による文字：自他商品役務の識別機能あり、かつ、同一又は類似)



(■の軌跡が「sun」の
文字を描く動き商標)



(▲の軌跡が「sun」の
文字を描く動き商標)

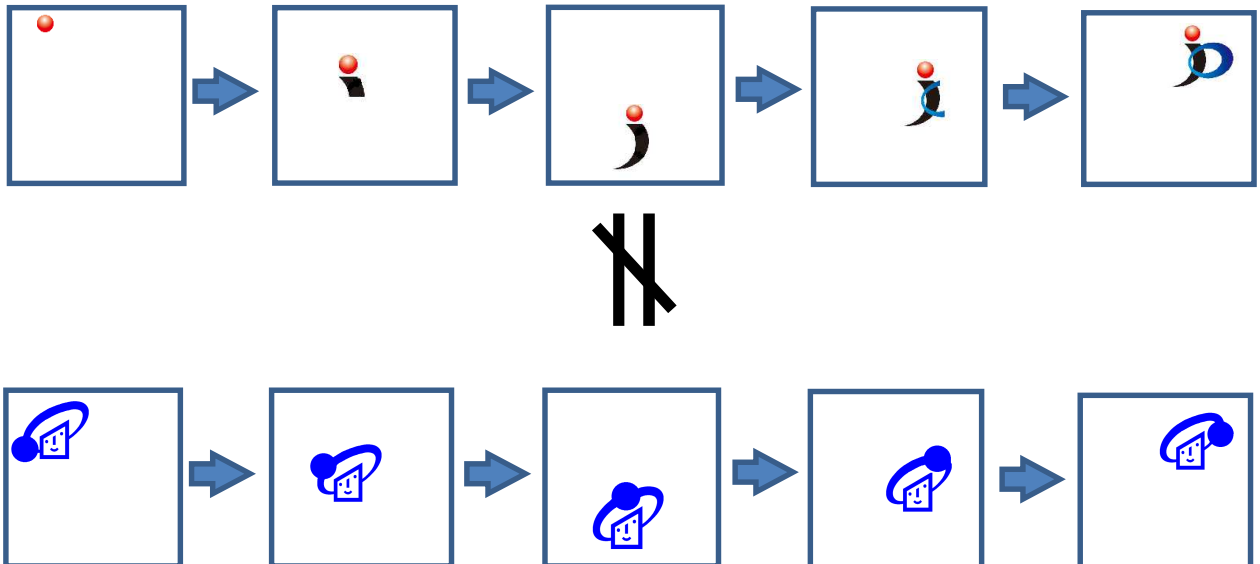
(㊦) 軌跡が線等として残らない場合

自他商品役務の識別機能が認められる標章が動くが、その軌跡が線として残らないような動き商標と、非類似の標章が同一又は類似の軌跡を描くが線として残らないような動き商標とは、原則として、商標全体として類似しないものとする。

これは、動きそのものは商標の構成要素とはなっていないため、分離観察を行い要部として抽出されることはなく、類否判断の対象とはならないためである。このため、たとえ、軌跡が同一又は類似の残像として認識されたとしても、原則として、商標全体として類似しないものとする。

(例) 原則として、類似しない場合

(標章：自他商品役務の識別機能あるが非類似、軌跡：残らない)



(2) 動き商標と文字商標又は図形商標の類否について

(イ) 軌跡が線等として残り、それに自他商品役務の識別機能が認められる場合

標章が動き、その軌跡が線で表されることで、文字等の自他商品役務の識別機能が

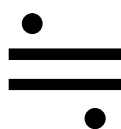
認められる標章を形成する動き商標と、その軌跡により形成される標章と同一又は類似の標章からなる文字商標又は図形商標とは、原則として、商標全体として類似するものとする。

(例) 原則として、類似する場合

(軌跡による文字：自他商品役務の識別機能あり、かつ、同一又は類似)



(▲の軌跡が「sun」の
文字を描く動き商標)



sun

(文字商標)

(ロ) 軌跡が線等として残り、軌跡及び動く標章自体に自他商品役務の識別機能が認められる場合

文字や図形等の自他商品役務の識別機能が認められる標章が動く動き商標と、その標章と同一又は類似の標章からなる図形商標等とは、原則として、商標全体として類似するものとする。

また、その動き商標の標章の軌跡が線で表されることで、文字等の自他商品役務の識別機能が認められる標章を形成する動き商標と、その軌跡により形成される標章と同一又は類似の標章からなる文字商標等とも、原則として、商標全体として類似するものとする。

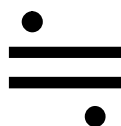
(例) 原則として、類似する場合

(標章：自他商品役務の識別機能あり、かつ、同一又は類似)

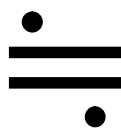
軌跡による文字：自他商品役務の識別機能あり、かつ、同一又は類似)



(自動車の軌跡が
「sun」の文字を描く動き商標)



(自動車の図形商標)



sun

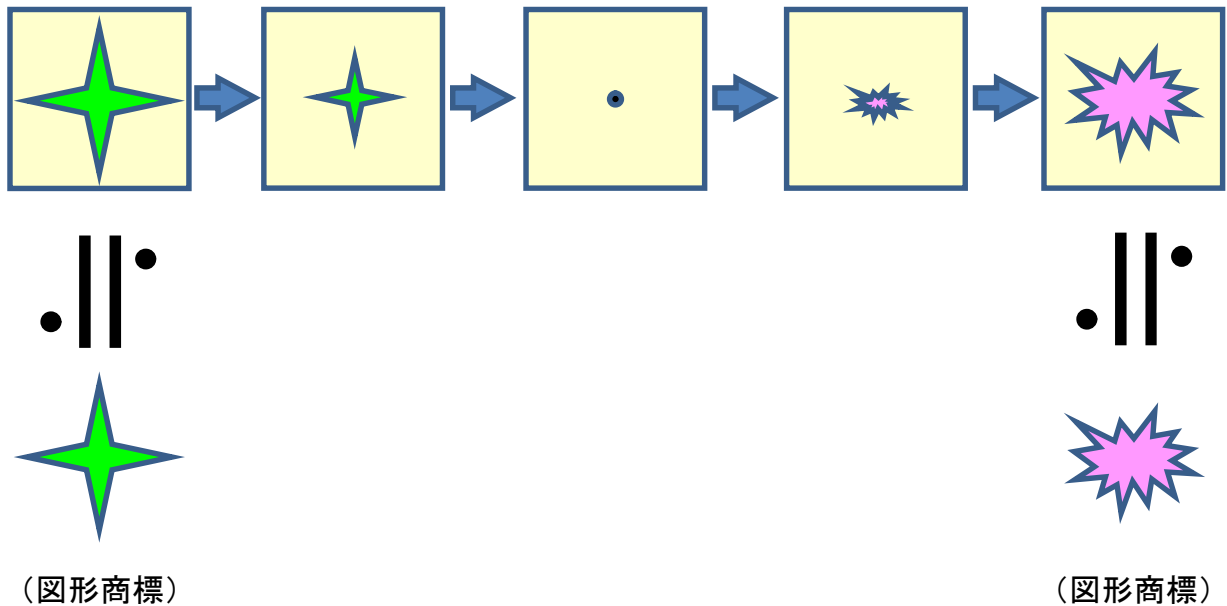
(文字商標)

(ハ) 標章に自他商品役務の識別機能が認められ、かつ、変化する場合

自他商品役務の識別機能が認められる標章が変化する場合、その変化の前後の標章と当該標章からなる図形商標とは、原則として、類似するものとする。

なお、変化の冒頭や最後に現れる標章は需要者の記憶に残りやすく、中間に位置する標章は需要者の記憶に残りにくい等の事情を考慮するものとする。

(例：標章が変化する動き商標)



[第5回WG資料等]

15. ホログラム商標の類否について

ホログラム商標の類否の判断は、文字や図形等の標章とそれがホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態を総合して、商標全体として考察しなければならない。

具体的には、これらの視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果が施されているホログラム商標については、表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断を行うものとする。

また、角度により別の表示面が見える効果が施されており、ホログラム商標が複数の表示面から構成されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断を行うものとする。

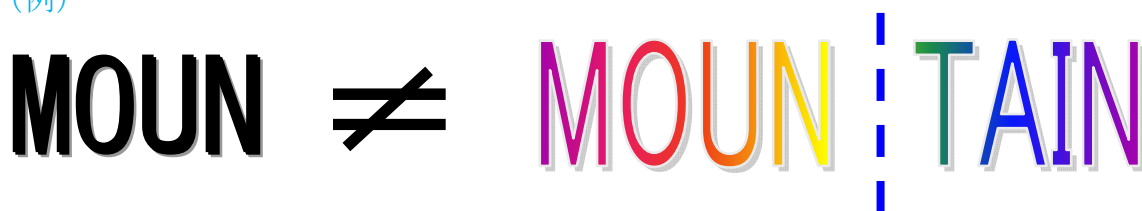
なお、この場合には、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章との関連性等を総合して、商標全体として考察する必要がある。

具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(1) 複数表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられる場合

成語が複数の表示面に分割されて表されている等、複数表示面の標章が不可分的に結合していると考えられる場合には、各表示面を分離して観察し、そこに表された標章を要部として抽出する特段の事情もなく、一連一体の商標として全体で類否判断を行うべきと考えられることから、当該成語の一部からなる文字商標等、一つの表示面の標章と同一である又は類似する標章からなる文字商標や図形商標等とは、原則として、類似しないものとする。

(例)



(文字商標)

(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)

(2) 複数表示面の各構成要素が不可分的に結合していると考えられない場合

特段の意味を有しない造語等の標章が複数の表示面にそれぞれ表されており、各表示面の標章の商標全体に占める割合が低くない等、複数表示面の標章を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとはいえない場合には、各表示面に表された標章を分離して観察し、要部として抽出し類否判断を行うことも可能であると考えられることから、各表示面に表示された標章と同一である又は類似する標章からなる文字商標や図形商標とは、原則として、類似するものとする。

(例)



(文字商標)

(見る角度によって文字が異なるホログラム商標)



(文字商標)

(3) 多数の表示面に軽重の差なく標章が表されている場合

ホログラム商標が多数の表示面を有し、それぞれに文字や図形等の標章が表されている場合には、各表示面の標章が不可分的に結合していなければ、各表示面を分離して観察し、そこに表された標章を要部として抽出することも考えられる。

しかし、表示面が多数にわたることから、各表示面に表された文字や図形等の標章の商標全体に占める割合が低く、かつ、各標章の自他商品役務の識別機能が同程度であり、軽重の差がないようなときには、需要者は各表示面を子細に観察せず、また、同程度の注意力をもって観察することが想定されるため、各表示面に分離して観察するよりも商標全体として類否判断を行うべきと考えられる。

したがって、一つの表示面に表された標章と類似する商標であっても、原則として、類似しないものとする。

(4) 多数の表示面に一部に著名な標章が表されている場合

ホログラム商標が多数の表示面を有することから、各表示面の標章の商標全体に占める割合が低く、また、各表示面の標章が不可分的に結合しておらず、かつ、各標章の自他商品役務の識別機能が同程度で軽重の差がないようなときには、需要者は各表示面を子細に観察せず、また、同程度の注意力をもって観察することが想定されるため、各表示面に分離して観察するよりも商標全体として類否判断を行うべきと考えられる。

しかし、一つの表示面に著名な商標が表されている場合には、需要者はその商標に注意力を向けて観察し、また、その他の表示面の標章への注意力を散漫になることも想定されるため、その著名な商標を分離して要部として抽出し、その他の標章についてはその商標に埋没することから抽出せずに、類否判断を行うことが考えられる。

したがって、その著名な商標と同一であり又は類似する標章からなる文字商標や図形商標とは、原則として、類似するものとする。

[第5回WG資料等]

16. 色彩のみからなる商標の類否について

色彩のみからなる商標は、主として色彩の外観が重要な判断要素になるため、当該色彩が有する色相（色合い）、彩度（色の鮮やかさ）、明度（色の明るさ）及び色彩を組み合わせた商標により構成される全体の外観をもとに類否の判断を行う。

色相は、赤－赤黄－黄－黄緑－緑－青緑－青－青紫－紫－赤紫－赤と連続的変化の循環性を持っていることから、隣り合う色相は類似するものとする。

彩度は、白・灰・黒色の混ざっている度合いで、これらが混ざらないほどその色は鮮やかになることを考慮しなければならない。

明度は、目に感じる光りの強弱を示す量で、明度を上げると薄い色となり、明度を下げると暗い色になることを考慮しなければならない。

以上を踏まえ、具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(1) 色彩のみからなる商標間の類否について

① 単色の商標の類否について

商標の色彩の具体的外観について、当該色彩が有する色相、彩度、明度に基づき全体の外観をもとに類否の判断を行う。

(例1：赤色)

(例2：深紅色)

(例3：ピンク色)



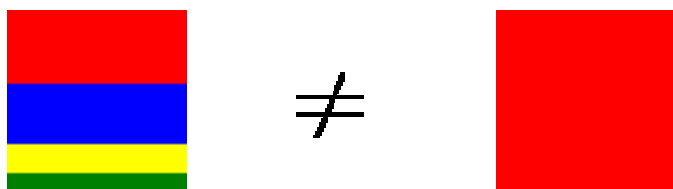
この場合、例1と例2は、色相と彩度が類似することから、全体として類似するものとする。

また、例2と例3は、彩度が異なることから、全体として類似しないものとする。

② 色彩を組合せた商標と単色の商標の類否について

構成中の一色のみを抽出しての単色の商標との類否は、商標全体に占める割合を考慮して判断する。

(例) 類似しない場合

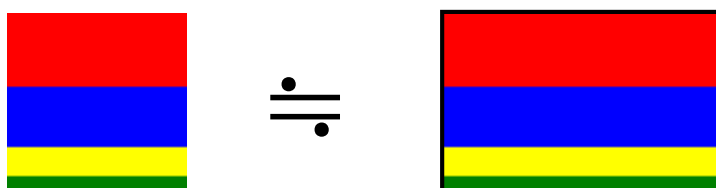


(2) 「色彩を組合せた商標」と「図形と色彩の結合商標」の類否について

「色彩を組合せた商標」と「図形と色彩の結合商標」は、色彩の配置や割合等が同一又は類似であれば、類似するものとする。

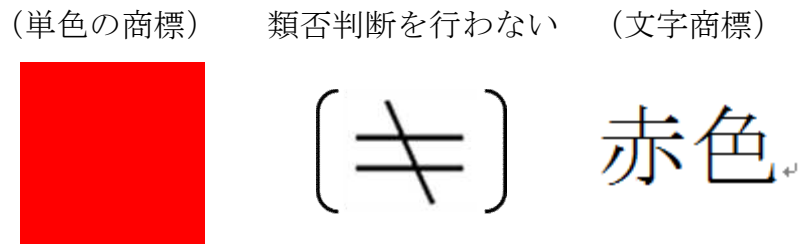
(例) (色彩を組み合わせた商標)

(図形商標)



(3)「単色の商標」と「文字と色彩の結合商標」の類否について
構成中の文字が、商標全体に占める割合等を考慮して判断する。

(4)「単色の商標」と「文字商標」の類否について
文字商標との類似判断においては、観念を要部として類似と判断はしない。
(例)



[第5回WG資料等]

17. 音商標の類否について

音商標の類否の判断は、音商標を構成する音の要素（音楽的要素であるメロディー、ハーモニー、リズム及びテンポ、音色その他自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察しなければならない。

[第3回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「ただし、音の要素と言語的要素を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとまではいえない商標については、それぞれの要素を分離して観察し、要部として抽出することもありうるものとする。

分離観察を行うか否か及び要部として抽出するか否かの判断にあたっては、音の要素及び言語的要素並びにこれらの一部分の自他商品役務の識別機能の強弱等を考慮する。

さらに、言語的要素を含む音商標については、言語的要素が要部として抽出される場合には、文字商標との類否についても判断する。

以上を踏まえ、具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(1) 音楽的要素のみからなる音商標間の類否について

音楽的要素のみからなる音商標間の類否については、音楽的要素の自他商品役務の識別機能の有無について十分に考慮する。すなわち、自他商品役務の識別機能を有しない音楽的要素については、要部として抽出されず、音商標の類否を判断する際の比較対象とはなりえない。

また、自他商品役務の識別機能を有する音楽的要素を要部として抽出し、音商標の類否を判断するにあたっては、少なくとも、音楽的要素のうち需要者が音商標を

識別する上で重要な地位を占めると考えられるメロディーが同一又は類似であることを必要とする。

(2) 言語的要素を含む音商標間の類否について

言語的要素を含む音商標間の類否については、まず、音商標を構成する音楽的要素と言語的要素を分離して観察し、要部抽出をすることが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているか否かについて判断する。

音商標を分離観察し、要部抽出をすることが妥当であると判断した場合には、それぞれの要素の類否について判断した上で、商標全体としての類否を判断する。

分離観察し、要部抽出をするか否かの判断においては、音楽的要素及び言語的要素の自他商品役務の識別機能の有無又は強弱から、それぞれの要素の結合の強弱について考慮するものとする。

すなわち、自他商品役務の識別機能を有しない要素を含む場合については、要部としては抽出されず、音商標の類否を判断する際の比較対象とはなり得ない。また、いずれの要素にも自他商品役務の識別機能が認められる場合には、それぞれの要素の自他商品役務の識別機能の強弱を考慮するものとする。

例えば、言語的要素が造語や著名な企業名等であり自他商品役務の識別機能が非常に強く、それに比して音楽的要素の自他商品役務の識別機能が低いと考えられる場合には、言語的要素のみが要部として抽出される場合があるものとする。

同様に、音楽的要素が著名なものであり自他商品役務の識別機能が非常に強く、それに比して言語的要素の自他商品役務の識別機能が相当程度低いと考えられる場合には、音楽的要素のみが要部として抽出される場合があるものとする。

以上を踏まえ、具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(例：言語的要素が非類似、音楽的要素が同一の音商標場合)

音商標 A 言語的要素：ジェーピーオー 音楽的要素：自他商品役務の識別機能 非常に弱い		音商標 B 言語的要素：インピット 音楽的要素：自他商品役務の識別機能 非常に弱い
--	--	--

※両商標の音楽的要素は同一のものであるとする。

(3) 言語的要素を含む音商標と文字商標の類否について

言語的要素を含む音商標と文字商標の類否については、上記(2)と同様の考え方によるものとする。その上で、音商標から言語的要素が要部として抽出される場合には、これと文字商標の類否を判断するものとする。

(例)

音商標 言語的要素：ジェーピーオー 音楽的要素：自他商品役務の識別機能 非常に弱い	(文字商標) 
---	--

18. 位置商標の類否について

位置商標の類否判断は、文字や図形等の標章とその標章を付する位置を総合して、商標全体として考察しなければならない。

ただし、位置はそれ自体が独立して自他商品役務の識別標識として認識されない上に、位置そのものは商標の構成要素とはなっていない。このため、位置そのものを要部として抽出して類否判断を行うことはしない。

以上を踏まえ、位置商標は、文字や図形等の標章とその標章を付された位置が組み合わせられた商標全体から生ずる外観、称呼及び観念をもとに類否判断を行う。

具体的な判断については、例えば、次のとおりとする。

(1) 位置商標間の類否について

① 標章に自他商品役務の識別機能が認められない場合

標章に自他商品役務の識別機能が認められない場合、当該標章の要部とする類否判断は、原則として、行わない。

② 標章に自他商品役務の識別機能が認められる場合

標章に自他商品役務の識別機能が認められる場合、標章が同一又は類似であれば、位置が異なる場合でも、原則として、商標全体として類似するものとする。

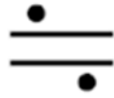
(例)



(2) 位置商標と文字商標又は図形商標との類否について

- ①位置商標を構成する標章が要部として抽出されない場合は、上記(1)①と同様とする。
②位置商標を構成する標章が要部として抽出される場合は、標章が同一である又は類似する文字商標又は図形商標とは、原則として、商標全体として類似するものとする。

(例)



(位置商標)
商品「スニーカー」

(図形商標)
商品「スニーカー」

[第5回WG資料等]

十、第4条第1項第12号（他人の登録防護標章）

他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの

（略）

十一、第4条第1項第14号（種苗法で登録された品種の名称）

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

（略）

十二、第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第10号から前号までに掲げるものを除く。）

1. 本号において「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある場合」とは、その他人の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品又は役務であると誤認し、その商品又は役務の需要者が商品又は役務の出所について混同するおそれがある場合をもいう。例えば、以下のような場合が挙げられる。

（1）事業者**甲**が自己の業務に係る商品**G**に商標 $\textcircled{M}$ を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者**乙**が自己の業務に係る商品**X**（商品**G**とは非類似でかつ、商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないものであるとしても）に商標 $\textcircled{M}$ を使用したときに、その商品**X**に接する需要者が、たとえ、**甲**の業務に係る商品であると認識しなくても、商品**X**が**甲**の子会社等の関係にある事業者**甲'**の業務に係る商品であると誤認し（実際には存在しない**甲'**が出所として想定され）、商品の出所について混同する場合。

（注）上記（1）については役務についても同様に考えるものとし、**甲**及び**乙**の業務が役務に係る場合においては、「商品」の文字については「役務」と読み替え、また「商品の生産者、販売者、取扱い系統、材料、用途等の関連性を有しないもの」とあるのは「役務の提供者、提供手段、目的、提供に関連する物品等との関連性を有しないもの」と読み替えるものとする。

（2）事業者**甲**が自己の業務に係る役務に商標 $\textcircled{S}$ を使用し、これが全国的に周知になっている場合において、事業者**乙**が自己の業務に係る商品（**甲**の業務に係る役務とは非類似）に商標 $\textcircled{S}$ を使用したときに、その商品に接する需要者が、その商品が**甲**の兼業に係る商品であると誤認し、商品の出所について混同を生ずる場合。

（注）上記（2）については、**甲**の業務が商品に係るものであり、また**乙**の業務が役務に係るものである場合にも同様に考えるものとする。

2. 「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」であるか否かの判断にあたっては、

- （イ）その他人の標章の周知度（広告、宣伝等の程度又は普及度）
- （ロ）その他人の標章が創造標章であるかどうか

- (ハ) その他人の標章がハウスマークであるかどうか
- (ニ) 企業における多角経営の可能性
- (ホ) 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性

等を総合的に考慮するものとする。

なお、(イ)の判断に当たっては、周知度が必ずしも全国的であることを要しないものとする。

3. 2. (イ)に関する立証方法については、この基準第2(第3条第2項)の3.(1)及び(2)を準用する。

4. 他人の著名な商標を一部に有する商標については、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) それが他人の著名な登録商標と類似であって、当該商標登録に係る指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品若しくは役務に使用すると認められる場合は、第4条第1項第11号の規定に該当するものとする。
- (2) それが他人の著名な商標と類似しないと認められる場合又は他人の著名な商標と類似していても商品若しくは役務が互いに類似しないと認められる場合において、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるときは、原則として、本号の規定に該当するものとする。
- (3) それが他人の著名な商標と類似していても、商品又は役務が互いに類似せず、かつ、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれもないと認められる場合において、不正の目的をもって使用をするものであるときは、第4条第1項第19号の規定に該当するものとする。

5. 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。

ただし、その他人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。

(例) ①混同を生ずるおそれのある商標の例

被服について「a r e n o m a / アレノマ」と「r e n o m a」「レノマ」
(カバン、バッグ等)

おもちゃについて「パー・ソニー」、「パー ソニー」又は「パーソニー」と

「ソニー」（電気機械器具）

②混同を生ずるおそれのない商標の例

カメラについて「POLAROID」と「POLA」（化粧品）

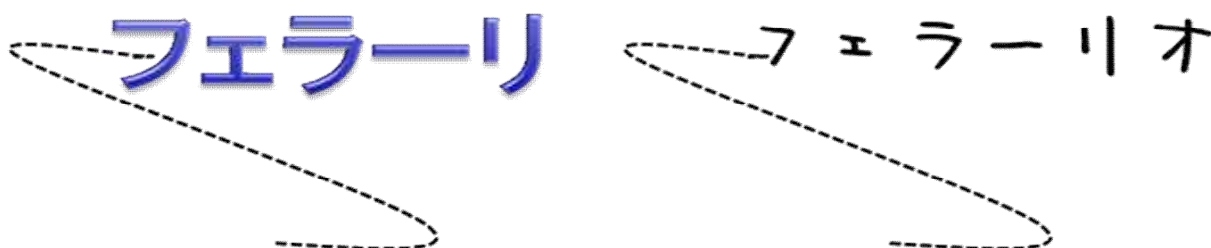
6. 著名標章を引用して、商標登録出願を本号に該当するものとして拒絶することができる商標には、外国において著名な標章であることが商標登録出願の時に（第4条第3項参照）、我が国内の需要者によって認識されており（必ずしも最終消費者まで認識されていなくともよい。）、出願人がその出願に係る商標を使用した場合、その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものを含むものとする。
7. 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがあるかどうかの認定にあたっては、取引の実情等個々の実態を充分考慮するものとする。
8. 建築物の形状を表示する立体商標であって、当該建築物の形状が当該出願前から他人の建築物に係るものとして我が国において広く認識されているものであるときは、本号の規定を適用するものとする。
9. 著名性の認定に当たっては、この基準第3の八（第4条第1項第10号）の7. を準用する。

以下について、記載が必要ではないか。

「10. 動き商標については、例えば、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。

(1) 他人の著名な動き商標と他の文字又は図形等と結合した動き商標。

(例) 混同を生ずるおそれのある商標の例

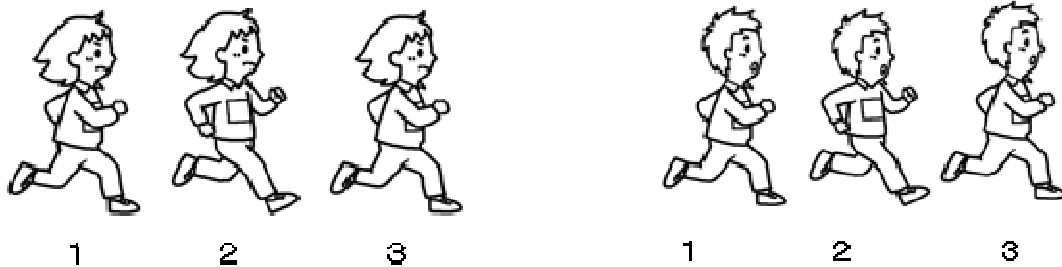


（「フェラーリ」の文字が動く著名商標）

(2)他人の著名な動き商標と動く標章が異なる動き商標の場合。

(例) 混同を生ずるおそれのある商標の例

女性が走っている著名な動き商標と男性が走っている動き商標



(著名商標)

※動き方は同一又は類似であるが、動き自体は構成要素たり得ないため、商標全体として類似するとはいえないことから、4条1項11号には該当しないことに留意する。

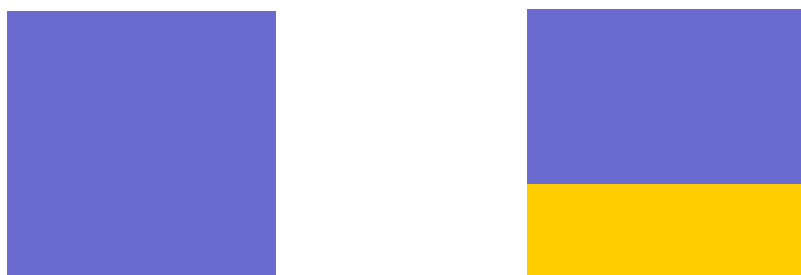
11. ホログラム商標については、例えば、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。

- ・他人の著名なホログラム商標と他の文字又は図形等と結合した商標（その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は観念上の繋がりがある場合も含む。）。

12. 色彩のみからなる商標については、例えば、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。

- ・他人の著名な色彩商標と他の色彩と結合した色彩商標（その外観構成において、他人の著名な色彩商標における色彩の占める割合を考慮する。）。

(例) 混同を生ずるおそれのある商標の例



(著名商標)

13. 音商標については、例えば、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。

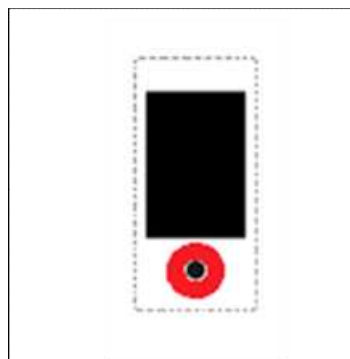
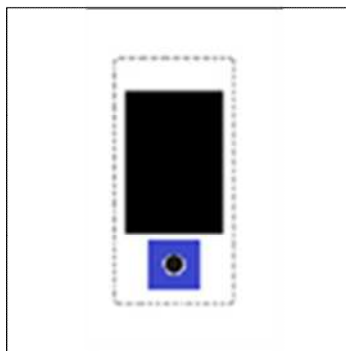
- (1)他人の著名な音商標と他の音と結合した音商標（全体としてまとまりよく一体に聴き取れる場合も含む。）。
- (2)他人の著名な文字商標を読み上げた音と他の言語的要素と結合した音商標（全体としてまとまりよく一体に聴き取れる場合も含む。）。

14. 位置商標については、例えば、下記の場合において、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずるおそれがあるものと推認して取り扱う。

- (1)他人の著名な位置商標と他の文字又は図形等を結合した位置商標の場合。
- (2)他人の著名な位置商標と付される標章が異なる位置商標の場合。

（例）混同を生ずるおそれのある商標の例

円形の赤いキーが携帯音楽プレーヤーの画面下部中央に位置する著名な位置商標と四角形の青いキーが携帯音楽プレーヤーの画面下部中央に位置する位置商標



（著名商標）

※位置は同一又は類似であるが、位置自体は構成要素たり得ないため、商標全体として類似するとはいえないことから、4条1項11号には該当しないことに留意する。

」

十三、第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）

商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

- 1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

2. 指定商品又は指定役務との関係上、品質又は質の誤認を生ずるおそれのある商品又は役務に対して拒絶理由の通知をした場合において、品質又は質の誤認を生じない商品又は役務に補正したときは、要旨を変更しない限り、その補正を認めるものとし、要旨を変更するときは、その補正を却下するものとする。
3. 国家名・地名等を含む商標であって、それが指定商品又は指定役務との関係上、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものについては、その商標が当該国若しくは当該地以外の国若しくは地で生産・販売される商品について使用されるとき、又は当該国家又は当該地名等によって表される特質を持った内容の役務若しくは当該国・地で提供される役務以外の役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

特に、外国の国家名を含む商標である場合には、その外観構成がまとまりよく一体に表されている場合又は観念上の繋がりがある場合（既成語の一部となっている場合等国家名を認識しないことが明らかな場合を除く。）であっても、原則として、商品の産地・販売地又は役務の内容の特質若しくは役務の提供の場所を表すものと認識されるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合はこの限りでないものとする。

(イ) 被服に係る商品において、商標中に「イギリス」の文字を含み、指定商品が「イギリス製の洋服」の場合

(ロ) 飲食物の提供に係る役務において、商標中に「フランス」の文字を含み、指定役務が「フランス料理の提供」の場合

なお、商標中に単に付記的に用いられている商品の産地・販売地又は役務の質を表す国家名、地名等の文字は、補正により削除することができるものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

(例) 該当する例

「S W I S S T E X」 指定商品 第14類 時計

〈備考〉 「S W I S S」の文字は「スイス国」を認識させる。

該当しない例

「どどいつ」

指定商品 第11類 浴槽

〈備考〉 「どどいつ」の文字は「都々逸」を認識させる。

4. 商標中に「〇〇博覧会金牌受領」、「〇〇大臣賞受領」等商品の品質又は役務の質を保証するような文字、図形等の標章があるときは、その事実の立証を求め、立証されないときは、第4条第1項第9号を理由として拒絶するものを除き、本号の規定を適用するものとする。

5. 商標の付記的部分に「J I S」、「J A S」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字又は記号があるときは、これらの文字等が補正により削除されない限り本号の規定を適用するものとする。

ただし、国際商標登録出願に係る商標については、これらの文字等を削除する補正をすることはできない。

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

- ① 地域の名称が当該商品の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の△△（商品名）」とする。
- ② 地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「〇〇（地域の名称）における△△（役務名）」とする。
- ③ 地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「〇〇（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」とする。
- ④ 地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」とする。ただし、例えば、「インドカレー」、「江戸前すし」のように地域との密接な関連性が希薄となり、一般的な製法と認識されるに至っている場合は、除かれる。

なお、上記は、地域団体商標における指定商品が「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」と記載されている場合において、需要者がその商品について〇〇産の商品、又は、主に〇〇産の□□（原材料名）を用いた商品であるかのように品質を誤認するおそれがあるときに、本号の適用を妨げるものではない。

十四、第4条第1項第17号（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示）

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

（略）

十五、第4条第1項第18号（商品等が当然に備える特徴）

商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

以下について、記載が必要ではないか。

「1. 商品若しくは商品の包装又は役務の提供の用に供する物（以下「商品等」という。）が「当然に備える特徴」は、第3条第1項第3号に該当する商品等の特徴に含まれるものであるため、第4条第1項第18号に該当するか否かが問題となるのは、第3条第1項第3号に該当するものであったが第3条第2項に該当すると認められた商標についてである。

2. 商品等が「当然に備える特徴」について、第3条第2項に該当するか否かの判断において提出された証拠方法等から、次の(1)、(2)及び(3)を確認する。

(1) 立体商標について

出願された商標（以下「出願商標」という。）が、商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状であること。

(2) 色彩のみからなる商標について

次の(イ)及び(ロ)を確認する。

(イ) 出願商標が、商品等から自然発生的（必然的）に発生する色彩であること。

（例）

- ・ 商品「バナナ」について、「黄色」
- ・ 商品「チョコレート」について、「茶色」
- ・ 商品「銀地金」について、「銀色」
- ・ 商品「観葉植物」について、「緑色」

- ・商品「豆腐」について、「白色」
- ・商品「牛乳」について、「白色」
- ・商品「コーヒー」について、「こげ茶色」
- ・商品「木炭」について、「黒色」

(㍑) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な色彩であること。

- ・商品「ソーラーパネル」について、「黒色」
- ・商品「建築用断熱材」について、「銀色」
- ・商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」
- ・商品「ビール瓶」について、「茶色」
- ・商品「信号機」について、「『赤・黄・青』の色彩」

(3) 音商標について

次の(イ)及び(ロ)を確認する。

(イ) 出願商標が、商品等から自然発生的（必然的）に発生する音であること。

（例）

- ・商品「炭酸飲料」について、「泡のはじける音」
- ・商品「ビール」について、「栓を開ける音」
- ・役務「焼肉の提供」について、「肉が焼ける音」
- ・役務「ボウリング場の提供」について、「ピンの倒れる音」
- ・役務「ぱちんこホールの提供」について、「『ジャラジャラ』という音」
- ・役務「蒸気機関車による輸送」について、「蒸気機関の作動音」
- ・役務「歯科医業」について、「歯を削る音」
- ・役務「樹木の伐木」について、「チェーンソーのモーター音」

(ロ) 出願商標が、商品等の機能を確保するために不可欠な音であること。

（例）

- ・商品「スプレー式殺虫剤」について、「スプレー音」
- ・商品「自動車用エンジン」について、「エンジンの始動音」
- ・商品「フィルム一体型簡易カメラ」について、「シャッター音」
- ・商品「ガスレンジ」について、「着火音」
- ・商品「電気掃除機」について、「吸引音」
- ・商品「シュレッダー」について、「モーター音及び裁断音」
- ・商品「チェーンソー」について、「モーター音」
- ・役務「葬儀の執行」について、「木魚をたたく音」
- ・役務「ボクシング興行の開催」について、「ゴングを鳴らす音」

(4) 上記(1)、(2) (㍑) 及び(3) (㍑)を確認するにあたっては、次の(イ)及び(ロ)を考慮するものとする。

(イ) 商品等の機能を確保できる代替的な立体的形状、色彩又は音が他に存在するか否か。

(ロ) 代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度（若しくはそれ以下）の費用で生産できるものであるか否か。

なお、音商標が商品等の機能を確保するために不可欠な音であるかの判断においては、上記(イ)及び(ロ)を考慮した上で、次の①及び②についても留意すること。

① 商品等の構造又は機構上不可避に生じる音については、代替的な音が存在しにくい
ため、商品等の機能を確保するために不可欠な音となりやすい。

② 人工的に付加された音については、代替的な音が存在することが多く、商品等の機能を確保するために不可欠な音となりにくい。

(②の例)

- ・ 商品「目覚まし時計」について、「『ピピピ』というアラーム音」
- ・ 商品「自動車用警音器」について、「自動車の警笛音」

十六、第4条第1項第19号（他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもつて使用をする商標）

他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

(略)

十七、第4条第3項（第4条第1項各号の判断時期）

第1項第8号、第10号、第15号、第17号又は第19号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

(略)

第4 第5条

(商標登録出願)

第5条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録を受けようとする商標
- 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

- 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標
- 二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。）
- 三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。）
- 四 音からなる商標
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

1. 第5条第1項にいう「必要な書面」に含まれる説明書は、すべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

(例)

(イ) 商標の採択の理由を説明した書面

(ロ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

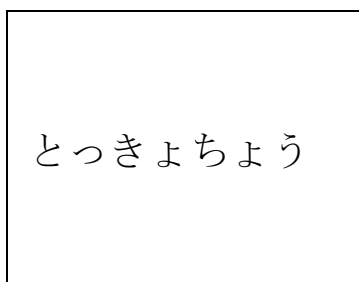
(ハ) 願書に記載した立体商標を説明した書面

※なお、音、色彩、動き、ホログラム、位置商標について、商標の詳細な説明に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

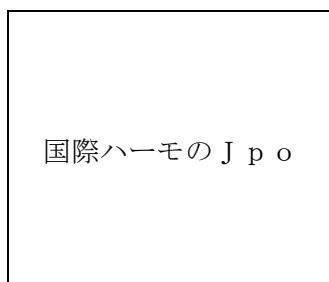
2. 願書に立体商標である旨の記載がない商標登録出願に係る商標は、原則として、平面商標として取り扱うものとする。

3. 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない出願は通常の出願として取り扱うものとする。

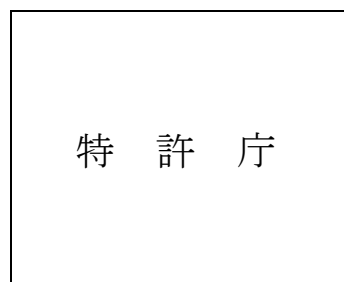
(1) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



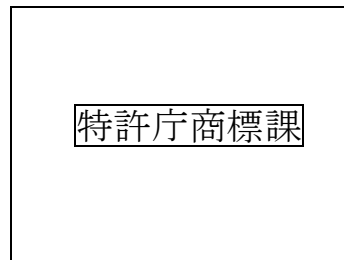
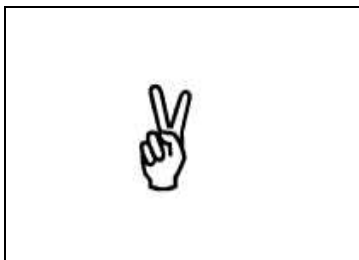
漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなければ複数用いることができる。

(2) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

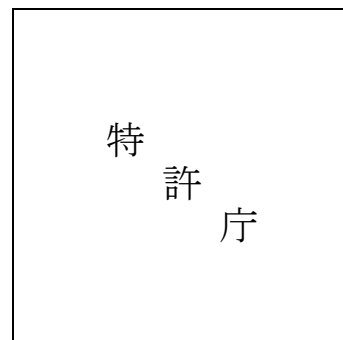
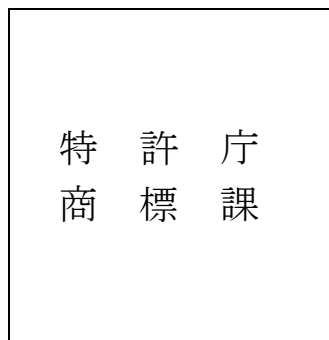
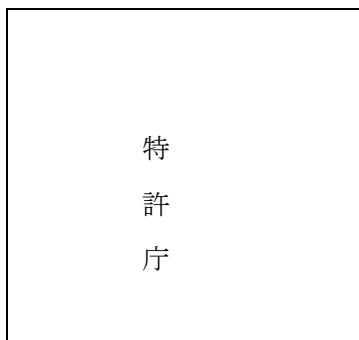
(イ) 図形のみ、図形と文字の結合商標



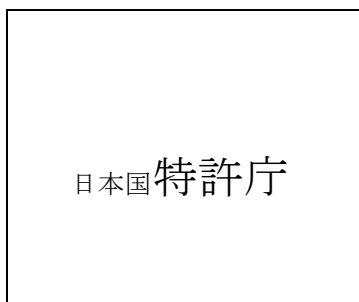
(ロ) 指定文字以外の文字を含む商標

(ハ) 文字数の制限30文字を超える文字数（スペースも文字数に加える。）
からなる商標

(ニ) 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

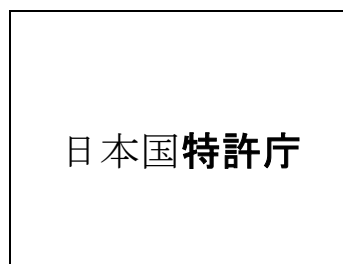
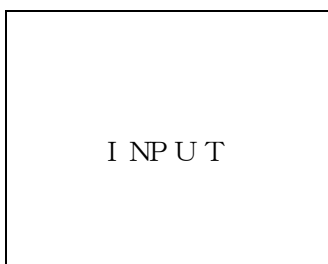


(ホ) ポイントの異なる文字を含む商標

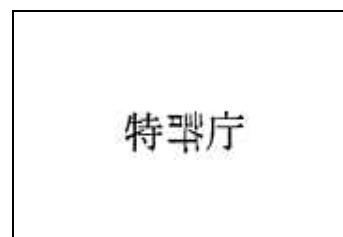


(ヘ) 色彩を付した商標

(ト) 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標



(チ) 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標



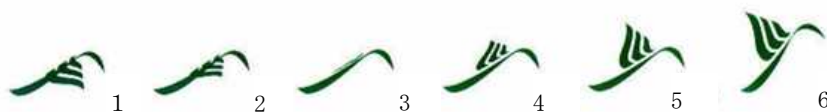
(リ) 上記(イ)ないし(チ)以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

4. 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。
5. 国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。
6. 第5条第6項の「商標の一部でないものとみなす」部分からも外観、称呼又は観念が生ずるものとする。
7. 第5条第1項第2号で規定する商標登録を受けようとする商標の記載については、次のとおりとする。

(1) 動き商標について

商標登録を受けようとする商標として、時間の経過に伴う標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真を記載する。

(例)



※欧州共同体商標 (C TM)

商標番号：1864610（番号のみ拡大している）

(2) ホログラム商標について

商標登録を受けようとする商標として、ホログラフィーその他の方法による視覚効果（光により反射する装飾効果、角度により画像面が変化する効果等）により変化する標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真を記載する。

(例)



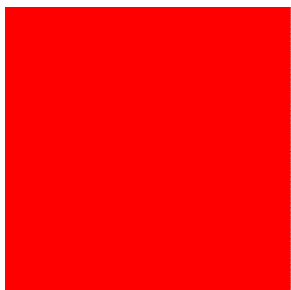
※韓国

登録番号：4009318260000

(3) 色彩のみからなる商標について

① 商標登録を受けようとする商標として、色彩を表示した図又は写真を記載する。

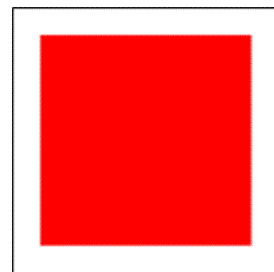
(例)



単色



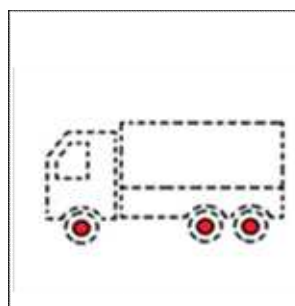
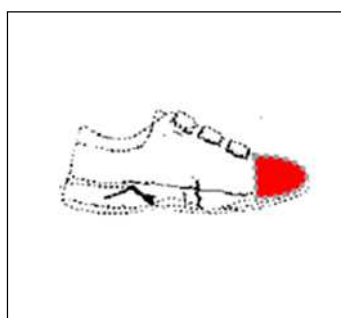
組合せ



余白があるもの

② 商標登録を受けようとする商標として、色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真を記載する。

(例) 商標中の位置を特定



[第5回WG資料等]

(4) 音商標について

(イ) 五線譜にて記載可能な音の場合

商標登録を受けようとする商標として、次のような五線譜を記載する。

(例)



※国際登録番号 : 1177675

五線譜には、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項として、次のものを記載しなければならない。

- ・ 音符又は休符
- ・ 音部記号（ト音記号等）
- ・ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ・ 拍子記号（4分の4拍子等）

次の事項が音商標に含まれる場合には、五線譜に記載しなければならない。

- ・ 歌詞

[第3回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「次の事項については、商標の構成要素とする場合には、五線譜になるべく記載する。

- ・演奏される楽器
- ・声域区分（ソプラノ等）
- ・音声の種類（男声、女声、子供の声等）

次の事項については、五線譜に記載してはならない。

- ・楽曲のタイトル
- ・作曲者名

(㍑) 五線譜にて記載不可能又は困難な音の場合

商標登録を受けようとする商標として、文章による具体的な説明を記載する。文章による説明は、「音の種類（例えば、猫の鳴き声、手をたたく音、風の吹く音、機械音等）」及び「その他商標を特定するために必要な要素（例えば、音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化（注）等）」を記載する。

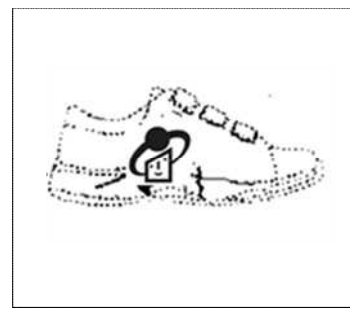
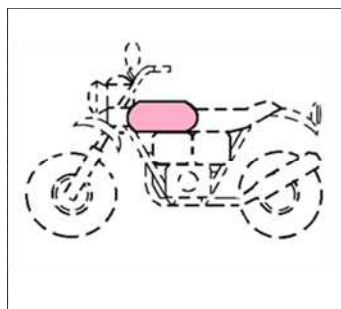
（注）音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等を指す。

（例）「本商標は、『パンパン』と2回手をたたく音が聞こえた後に、『ニャオ』という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」

[第3回WG資料等]

(5) 位置商標について

商標登録を受けようとする商標を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により商標登録を受けようとする商標及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真を記載する。



8. 第5条第4項で規定する商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

(1) 動き商標

商標の詳細な説明として、動き商標の構成要素である文字や図形等の標章の説明、時間の経過に伴う標章の変化の状態、変化の順番、全体の所要時間等についての具体的かつ明確な説明を記載する。

(例)

「時間の経過に伴う標章の変化の状態を表す3枚の静止画からなる（数字は標章に含まれない。）。番号1は、鳩が翼を上下させるための出発点であり、翼は上にある。番号2は、翼を下へおろし、番号3は再びあげる。番号4において、鳩は突如として驚へと変わる。全体として3秒間の動き商標である。」

(2) ホログラム商標

商標の詳細な説明として、ホログラム商標の構成要素である文字や図形等の標章の説明やホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態等についての具体的かつ明確な説明を記載する。

(例) 韓国（登録番号4009318260000）

「正方形（最外枠）の中心部に同心円図形2個が位置し、そのうち大きい円図形の外部周囲に三角形図形12個が並列に配置されており、更にその三角形図形の端部分に線で円図形が形成されており、その外部にまた円図形があることを特徴とする。見る角度によって図形全体の色彩が様々に変化する。商標登録を受けようとする商標は順序(左から1－5)のままに、ホログラムの商標を正面、左、右、上、下から撮影した時に見られる色彩の代表を表したもの。」

[第4回WG資料等]

(3) 色彩のみからなる商標

(イ) 商標登録を受けようとする商標の色彩名及び組合せ方（色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等）を具体的かつ明確な説明を記載する。色彩を特定できるように、三原色（RGB）の配合率、カラーコード（例：PANTONE等）等の記載をすることもできる。

なお、登録商標であるカラーコード名を使用しなければ色彩を特定することができない場合は、登録商標である旨を記載する。

(ロ) 商標登録を受けようとする商標中に位置が特定されるように表示した場合、上記(イ)に加え、その位置の部位の名称、形状、特徴等についての具体的かつ明確な説明を記載する。

(例1)

「パントン368cの緑色、パントン425cの濃い灰色、パントン21cのオレンジ色からなる色彩のみからなる商標であり、色彩の構成としては、上から下に緑色60%、濃い灰色30%、オレンジ色10%からなる。」

(例2)

「標章は、ハイヒールの靴底を赤く塗った構成よりなる。点線は標章の一部ではなく、標章の位置を表すためのものである。」

[第5回WG資料等]

(4) 位置商標

商標の詳細な説明として、位置商標の構成要素である文字や図形等の標章の説明やこの標章を付する位置の部位の名称、形状、特徴等についての具体的かつ明確な説明を記載する。

(例) OHIM (Reg. No. 3889615)

「商標は、靴にリング状の円形の帯からなる。それは、靴ひもと靴底の間にある。」

[第5回WG資料等]

以下について、記載が必要ではないか。

「9. 第5条第5項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）及び経済産業省令で定める物件（以下「物件」という。）が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かは、第5条第2項で規定する商標登録を受けようとする商標（以下「願書に記載した商標」という。）の概念的な範疇に、商標の詳細な説明及び物件が含まれているか否かによるものとする。例えば、次のとおりである。

(1) 動き商標について

商標登録を受けようとする商標が特定できない例は、次のとおり。

(例)

- ・ 願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合
- ・ 願書に記載した商標に記載された時間の経過に伴う標章の変化の順番と商標の詳細な説明に記載されている変化の順番が一致しない場合

(2) ホログラム商標について

商標登録を受けようとする商標が特定できない例は、次のとおり。

(例)

- ・ 願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合
- ・ 角度により別の表示面が見える効果を有するホログラム商標である場合に、願書に記載した商標に記載されていない表示面についての説明が、商標の詳細な説明に記載されている場合

(3) 色彩のみからなる商標について

商標登録を受けようとする商標が特定できない例は、次のとおり。

(例)

- ・商標登録を受けようとする商標又は商標の詳細な説明のいずれかのみに記載された色彩が存在する等標章が一致しない場合
- ・色彩を組合せた場合の商標登録を受けようとする商標又は商標の詳細な説明との各色の配置や割合等が一致しない場合
- ・位置を特定させた場合の商標登録を受けようとする商標又は商標の詳細な説明との位置が一致しない場合

(4) 音商標について

(イ) 商標登録を受けようとする商標が五線譜である場合

①商標登録を受けようとする商標が特定できる例

- ・願書に記載した商標が、演奏楽器としてピアノが記載されている五線譜であり、物件がピアノにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合。
- ・願書に記載した商標が、演奏楽器について記載されていない五線譜であり、物件がピアノにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合。

②商標登録を受けようとする商標が特定できない例

- ・願書に記載した商標が、演奏楽器としてピアノが記載されている五線譜であり、物件がギターにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合。
- ・願書に記載した商標が、演奏楽器について記載されていない五線譜であり、物件がギターにより演奏されたとおぼしき音声ファイルであり、商標の詳細な説明にはバイオリンで演奏されたものである旨の記載がある場合。

(ロ) 商標登録を受けようとする商標が文章である場合（自然音等）

①商標登録を受けようとする商標が特定できる例

- ・願書に記載した商標が、「本商標は、『パンパン』と2回手をたたき音が聞こえた後に、『ニャオ』という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」という文章であり、物件が「パンパン、ニャオ」と聞こえ、全体で3秒間の音声ファイルである場合。

②商標登録を受けようとする商標が特定できない例

- ・願書に記載した商標が、「本商標は、『パンパン』と2回手をたたき音が聞こえた後に、『ニャオ』という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」という文章であり、物件が「パンパン」と聞こえ、全体で2秒間の音声ファイルである場合。

(5)位置商標について

商標登録を受けようとする商標が特定できない例は、次のとおり。

(例)

- ・ 商標登録を受けようとする商標又は商標の詳細な説明のいずれかのみに記載された標章が存在する等標章が一致しない場合
- ・ 位置を特定させた場合の商標登録を受けようとする商標及び商標の詳細な説明との位置が一致しない場合

10. 国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、次のとおりとする。

(1) 日本国を指定する領域指定（以下「指定通報」という。）に「Indication relating to the nature or kind of marks」の記載がある場合は、その記載内容から次のように判断する。

- ① 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「sound mark」と記載されていれば「音商標」と判断する。
- ② 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「mark consisting exclusively of one or several colors」と記載されていれば「色彩のみからなる商標」と判断する。
- ③ 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「three-dimensional mark」と記載されていれば「立体商標」とする。

(2) 指定通報に「Indication relating to the nature or kind of marks」の記載がない場合は、「Description of the mark」の記載内容により、次のように判断する。

- ① 「Description of the mark」に、「moving」等と表示されていれば「動き商標」と判断する。
- ② 「Description of the mark」に、「hologram」等と表示されていれば「ホログラム商標」と判断する。
- ③ 「Description of the mark」に、「positioning of the mark」や「position mark」等と表示されていれば「位置商標」と判断する。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する記載がない場合には、商標登録を受けようとする商標の記載に基づいて判断する。

例えば、商標登録を受けようとする商標を記載する欄に五線譜の記載があるが、「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「sound mark」と記載がない場合は、五線譜を商標登録を受けようとする商標とする図形商標として取り扱う。

11. 国際商標登録出願に係る商標について、第5条第4項で規定する商標登録を受けようとする商標の詳細な説明については、次のようにする。
 - (1)「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colours claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
 - (2)「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
12. 国際商標登録出願に係る商標について、第5条第4項で規定する物件を添付しない場合は、第5条第5項を適用する。 」

第5 第6条

(一商標一出願)

第6条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

(略)

第6 第7条

(団体商標)

第7条 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

3 第1項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第5条第1項の商標登録出願において、商標登録出願人が第1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

(略)

第7 第7条の2 (地域団体商標)

(略)

第8 第8条 (先 願)

第8条 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に2以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に2以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めた一の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前2項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第2項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第2項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

(略)

第9 第9条

(出願時の特例)

第9条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から6月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものみなす。

- 2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

(略)

第10条 第10条 (出願の分割)

- 第10条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に関し、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。
- 2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第9条第2項並びに第13条第1項において準用する特許法（昭和34年法律第121号）第43条第1項及び第2項（これらの規定を第13条第1項において準用する同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

(略)

第11条 第15条の3 (先願未登録商標)

- 第15条の3 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第15条第1号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

(略)

第12 第16条
(商標登録の査定)

第16条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(略)

第13 第16条の2及び第17条の2（補正の却下）

第16条の2 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第1項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から3月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第1項の規定による却下の決定に対し第45条第1項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

第17条の2 意匠法（昭和34年法律第125号）第17条の3（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第16条の2第1項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 意匠法第17条の4の規定は、前項又は第55条の2第3項（第60条の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第17条の3第1項に規定する期間を延長する場合に準用する。

意匠法第17条の3 意匠登録出願人が前条第1項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から3月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前2項の規定は、意匠登録出願人が第1項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

1. 要旨変更であるかどうかの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定商品又は指定役務について

(イ) 指定商品又は指定役務の範囲の変更又は拡大は、非類似の商品若しくは役務に

変更し、又は拡大する場合のみならず、他の類似の商品若しくは役務に変更し、又は拡大する場合も要旨の変更である。

(ロ) 指定商品又は指定役務の範囲の減縮、誤記の訂正又は明瞭でない記載を明瞭なものに改めることは、要旨の変更ではない。

(ハ) 小売等役務に係る補正は、次のとおりとする。

① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（総合小売等役務）を、その他の小売等役務（以下「特定小売等役務」という。）に変更する補正は、要旨の変更である。

また、特定小売等役務を総合小売等役務に変更する補正も、要旨の変更である。

② 特定小売等役務について、その取扱商品の範囲を減縮した特定小売等役務に補正するのは要旨の変更ではないが、その取扱商品の範囲を変更又は拡大した特定小売等役務に補正するのは、要旨の変更である。

③ 小売等役務を商品に変更する補正も、また、商品を小売等役務に変更する補正も、要旨の変更である。

(2) 商標について

(イ) 商標中の付記的部分に、「J I S」、「J A S」、「特許」、「実用新案」、「意匠」等の文字若しくは記号又は商品の産地・販売地若しくは役務の提供の場所を表す文字がある場合、これらを削除することは、原則として、要旨の変更ではない。

(ロ) 商標中の付記的部分でない普通名称、品質若しくは質の表示、材料表示等の文字、図形、記号又は立体的形状を変更し、追加し、又は削除することは要旨の変更である。

(例) ① 商標「桜羊かん」のうち「羊かん」の文字を削除し、又は変更すること

② 商標「桜」について「羊かん」の文字を追加すること

③ 商標「椿銀行」のうち「銀行」の文字を削除し、又は変更すること

④ 商標「椿」について「銀行」の文字を追加すること

(ハ) 商標の色彩の変更は要旨の変更である。

(ニ) 商標登録出願後、第5条第2項の規定による「立体商標」である旨の願書への記載を追加することによって平面商標を立体商標へ変更しようとする、又は削除することによって立体商標を平面商標へ変更しようとするは、原則として、要旨の変更である。

(ホ) 商標登録出願後、第5条第3項の規定による「標準文字」である旨の願書への記

載を補正によって追加又は削除することは、原則として、要旨の変更である。

- (ハ) 商標登録出願後、第5条第4項ただし書きの規定による色彩の適用を受けようとすることは、要旨の変更である。

2. 国際商標登録出願については、第68条の18の規定により、第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3の規定は、適用しない。

以下について、記載が必要ではないか。

「3. 動き商標について

(1) 動き商標である旨の記載の補正について

(イ) 原則

商標登録出願後、第5条第2項の規定による動き商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。

(ロ) 例外

ただし、出願時の願書中の商標登録を受けようとする商標（以下「願書に記載した商標」という。）及び商標の詳細な説明の記載から、動き商標としてしか認識できない場合において、動き商標である旨の記載を追加する補正、又は、出願時の願書に商標の詳細な説明及び商標記載欄への記載からホログラム商標、色彩のみからなる商標又は位置商標としてしか認識できない場合において、動き商標である旨の記載を他の商標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとして取扱うものとする。

(2) 願書に記載した商標の補正について

願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。

(3) 商標の詳細な説明の補正について

要旨の変更となる例は、次のとおり。

- ・願書に記載した商標に記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正。
- ・願書に記載した商標に記載されていない時間の経過に伴う標章の変化の状態を、商標の詳細な説明に追加する補正。

4. ホログラム商標について

(1) ホログラム商標である旨の記載の補正について

(イ) 原則

商標登録出願後、第5条第2項の規定によるホログラム商標である旨の記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。

(ロ) 例外

ただし、出願時の願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）及び商標の詳細な説明の記載から、ホログラム商標としてしか認識できない場合において、ホログラム商標である旨の記載を追加する補正、又は、出願時の願書に商標の詳細な説明及び商標記載欄への記載から動き商標、色彩のみからなる商標又は位置商標としてしか認識できない場合において、ホログラム商標である旨の記載を他の商標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとして取扱うものとする。

(2) 願書に記載した商標の補正について

願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更である。

(3) 商標の詳細な説明の補正について

要旨の変更となる例は、次のとおり。

- ・願書に記載した商標に記載されていない標章を、商標の詳細な説明に追加する補正。
- ・角度により別の表示面が見える効果を有するホログラム商標である場合に、願書に記載した商標に記載されていない表示面を、商標の詳細な説明に追加する補正。

5. 色彩のみからなる商標について

(1) 「色彩のみからなる商標」である旨の補正について

(イ) 原則

商標登録出願後、第5条第2項第3号の規定による「色彩のみからなる商標」である旨の願書への記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。

(ロ) 例外

ただし、出願時の願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）への記載及び商標の詳細な説明の記載から、色彩のみからなる商標としてしか認識できない場合において、色彩のみからなる商標である旨の記載を

追加する補正、又は、出願時の願書に商標の詳細な説明及び商標記載欄への記載から動き商標、ホログラム商標又は位置商標としてしか認識できない場合において、色彩のみからなる商標である旨の記載を他の商標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとして取扱うものとする。

(2) 商標の詳細な説明の補正について

要旨の変更とならない例は、次のとおり。

- ・ 願書に記載した商標の色彩が赤色であり、商標の詳細な説明では青色の場合に、商標の詳細な説明を赤色に変更する補正。
- ・ 願書に記載した商標が、3色からなる色彩を組合せた商標であり、商標の詳細な説明では4色の色彩について記載している場合に、商標の詳細な説明を3色の色彩についてのものへ変更する補正。
- ・ 願書に記載した商標が、上から下に向けて25%ごとの割合で4色の配色からなる色彩を組み合わせた商標であり、商標の詳細な説明では上から下へ向けて30%、30%、20%、20%の割合で4色の配色からなると記載している場合に、商標の詳細な説明を25%ごとの割合へ変更する補正。
- ・ 願書に記載した商標が、ワイシャツの襟の位置を特定していて、商標の詳細な説明ではポロシャツの襟の位置を特定している記載の場合に、商標の詳細な説明をワイシャツの襟の位置を特定するものへと変更する補正。

6. 音商標について

(1) 「音商標」である旨の記載の補正について

(イ) 原則

商標登録出願後、第5条第2項の規定による「音商標」である旨の記載を追加することによって図形商標を音商標へ変更する補正、又は削除することによって音商標を図形商標へ変更する補正は、原則として、要旨の変更である。

(ロ) 例外

ただし、出願時の願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）への記載及び添付された物件から、音商標としてしか認識できない場合において、「音商標」である旨の記載を追加し図形商標を音商標へ変更する補正、又は、出願時の願書に商標の詳細な説明の記載及び物件の添付がなく、商標記載欄への記載から図形商標としてしか認識できない場合において、「音商標」である旨の記載を削除し音商標を図形商標へ変更する補正は、要旨の変更ではないものとし

て取扱うものとする。

(2) 物件の補正について

(イ) 要旨の変更とならない例

- ・願書に記載した商標が、演奏楽器としてピアノが記載されている五線譜であり、物件がギターにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合に、物件をピアノにより演奏されたとおぼしき音声ファイルに変更する補正。
- ・願書に記載した商標が、演奏楽器について記載されていない五線譜であり、物件がギターにより演奏されたとおぼしき音声ファイルである場合に、物件をピアノにより演奏されたとおぼしき音声ファイルに変更する補正

(ロ) 要旨の変更となる例

- ・願書に記載した商標が、歌詞が記載されていない五線譜であり、物件が歌詞を歌った音声がない音声ファイルである場合に、物件を歌詞を歌った音声ファイルに変更する補正。

7. 位置商標

(1) 位置商標である旨の記載の補正について

(イ) 原則

商標登録出願後、第5条第2項第5号の規定による「位置商標」である旨の願書への記載を追加する補正、又は削除する補正は、原則として、要旨の変更である。

(ロ) 例外

ただし、出願時の願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）及び商標の詳細な説明の記載から、位置商標としてしか認識できない場合において、位置商標である旨の記載を追加する補正、又は、出願時の願書に商標の詳細な説明及び商標記載欄への記載から動き商標、ホログラム商標又は色彩のみからなる商標としてしか認識できない場合において、位置商標である旨の記載を他の商標である旨の記載に変更する補正は、要旨の変更ではないものとして取扱うものとする。

(2) 商標の詳細な説明の補正について

要旨の変更にならない例は、次のとおり。

- ・願書に記載した商標が、眼鏡のつるの位置を特定していて、商標の詳細な説明では眼鏡のレンズフレームの位置を特定している記載の場合に、商標の詳細な説明を眼

鏡のつるの位置を特定するものへと変更する補正。

8. 上記3. から7. の扱いは、国際商標登録出願には適用しない。」

第14 第64条 (防護標章登録の要件)

第64条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前2項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

(略)

第15 第65条の2、3及び4

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

第65条の2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から10年をもつて終了する。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

第65条の3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 防護標章登録の登録番号
- 三 前2号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、その責めに帰することができない理由により前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後6月以内に限り、その出願をすることができる。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

第65条の4 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その出願に係る登録防護標章が第64条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき。
- 二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。

2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒

絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(略)

第16 第68条の9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17,
18, 20及び28

(国際商標登録出願に係る特例)

第68条の9 日本国を指定する領域指定は、議定書第3条(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第3条の3(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第2条(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記録された日(以下「事後指定の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第5条第1項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	国際登録簿に記録されている商品又は役務の類	国際登録の対象である商標	国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所
商標の詳細な説明	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分	商標登録を受けようとする商標	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

第68条の10 前条第1項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定（以下この章において「国際商標登録出願」という。）に係る登録商標（以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。）がその商標登録前の登録商標（国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。）と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日になされていたものとみなす。

2 第68条の32第3項及び第4項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

第68条の11 国際商標登録出願についての第9条第2項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から30日以内」とする。

第68条の12 国際商標登録出願については、第10条の規定は、適用しない。

第68条の13 国際商標登録出願については、第11条及び第65条の規定は、適用しない。

第68条の15 国際商標登録出願については、第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条の2第3項において準用する同法第43条第1項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から30日以内」とする。

第68条の16 国際商標登録出願についての第13条第2項において準用する特許法第34条第4項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第13条第2項において準用する特許法第34条

第5項から第7項までの規定は、適用しない。

第68条の17 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなす。

第68条の18 国際商標登録出願については、第17条の2第1項又は第55条の2第3項（第60条の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第17条の3の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第17条の2第2項において準用する意匠法第17条の4の規定は、適用しない。

第68条の20 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第1項の規定により読み替えて適用する第18条第2項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前2項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

第68条の28 国際商標登録出願については、第15条の2（第55条の2第1項（第60条の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第15条の3（第55条の2第1項（第60条の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第68条の9第2項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第68条の40の規定は、適用しない。

1. 第68条の10（国際商標登録出願の出願時の特例）については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第68条の10の適用を受けることができるのは、当該国際商標登録出願の査定時において有効に存続している国内登録に基づく登録商標（以下「国内登録商標」という）であって、同条に規定する要件をすべて満たしている場合に限るものとし、例えば、出願中の商標又は国際商標登録出願に基づく登録に係る商標については適用されないものとする。
- (2) 国際商標登録出願と国内登録商標に係る指定商品又は指定役務が重複しているか否かの判断は、次のとおりとする。
- ① 国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が、当該国内登録商標の出願時には存在していないという十分な心証を得られたときは、重複しているものとはしない。
- ② 国際商標登録出願に係る指定商品が、当該国内登録商標の出願時に存在していないものであっても、①の基準にかかわらず、商品の品質、形状、用途、機能等及び当該商品が属すべき指定商品のもつ商品概念並びに取引の通念を総合的に勘案して、当該国内登録商標に係る指定商品と実質的に同一種類のものとみられる場合は、当該指定商品と重複しているものとする。また、国際商標登録出願に係る指定役務についても、指定商品の場合と同様に取り扱うものとする。
- ただし、例えば、当該指定商品が「木製机」のように特定されている場合に「金属製机」まで重複しているものと取り扱うものではない。
- (3) 国際商標登録出願に係る商標と国内登録商標に係る商標との同一については、厳格に解し、その構成及び態様が同一（相似形のものを含む。）のものに限るものとする。
- (4) 国際商標登録出願が2以上の商品又は役務を指定している場合であって、重複に係る国内登録商標が1又は2以上ある場合について、第68条の10の規定により出願の日が遡及するか否かは、それぞれ国内登録商標との関係で第68条の10が規定する要件を満たすものであるかを考察し、要件を満たすものである場合は、その指定商品又は指定役務ごとにそれぞれ国内登録商標における出願の日に遡及するものとする。

以下について、追記が必要ではないか。

2. 国際商標登録出願に係る商標の補正は、**商標の詳細な説明とみなされた事項を除き**国際登録の性質上、これを行うことができない。

第17 附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条
及び第24条
(書換)

附則

第2条 平成4年3月31日までにされた商標登録出願に係る商標権を有する商標権者は、申請により、次条第1項の申請書の提出の日に効力を有する第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分に従つて、その商標権の指定商品の書換の登録（以下「書換登録」という。）を受けなければならない。

2 特許庁長官は、書換登録の申請及びその審査の状況を勘案して、前項の規定により指定商品の書換登録を受けなければならない商標権の範囲及び書換登録の申請の受付を開始する日（次条第2項において「受付開始日」という。）を指定するものとする。

第3条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録の登録番号

三 書換登録を受けようとする指定商品並びに前条第1項に規定する商品及び役務の区分

2 書換登録の申請は、受付開始日から起算して6月に達する日以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日（以下「存続期間満了日」という。）から起算して前6月から存続期間満了日後1年までの間にしなければならない。

3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から2月以内でその期間の経過後6月以内にその申請をすることができる。

第4条 書換登録の申請は、その申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質的に超えないように、附則第2条第1項に規定する商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

2 書換登録の申請をする者は、第35条において準用する特許法第97条第1項（放棄）に規定する者があるときは、これらの者の承諾を得なければならない。

第6条 審査官は、書換登録の申請が次の各号の一に該当するときは、その申請につ

いて拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その申請が、附則第4条第1項に規定する要件を満たしていないとき。
- 二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

第11条 書換登録の申請をすべき者が附則第3条第2項若しくは第3項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した場合、附則第14条第1項の審判において書換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合又は附則第27条第2項において準用する特許法第18条第1項若しくは同法第18条の2第1項の規定により書換登録の申請が却下された場合には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間の満了の日に消滅する。

第12条 書換は、登録によりその効力を生ずる。

- 2 附則第8条の査定があつたときは、商標権の指定商品を書き換えた旨の登録をする。
- 3 前項の場合において、申請書に記載されなかつた指定商品に係る商標権は、登録の時に消滅する。
- 4 第2項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
 - 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 商標登録の登録番号
 - 三 書換登録前の指定商品及び商品の区分
 - 四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分
 - 五 商標登録出願の年月日
 - 六 書換登録の年月日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第24条 書換登録の申請その他書換登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

(略)

第18 その他

(略)

第19 意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）

附則第7条及び第8条

（特例小売商標登録出願）

（施行後三月間にした商標登録出願についての特例）

第七条 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にした商標登録出願であつて、小売等役務について使用をする商標に係るもの（以下この条において「特例小売商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「するもの」とあるのは、「するもの（その商標登録に係る指定役務が第二条第二項に係るものである場合において、同項に係る役務について使用をするものを除く。）」とする。

2 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第一項の規定の適用については、同項中「役務」とあるのは、「役務（第二条第二項に規定する役務を除く。）」とする。

3 特例小売商標登録出願についての商標法第八条第二項の規定の適用については、当該特例小売商標登録出願は、同日にしたものとみなす。

（使用に基づく特例の適用）

第八条 前条第四項の規定により同日にしたものとみなされた二以上の商標登録出願がある場合において、その商標登録出願がこの法律の施行前から自己の業務に係る小売等役務について日本国内において不正競争の目的でなく使用をしている商標について商標登録を受けようとするものであるときは、その商標登録出願人は、使用に基づく特例の適用を主張することができる。

2 使用に基づく特例の適用を主張しようとする者は、商標法第八条第四項の規定により指定された期間内に、その旨を記載した書面及びその商標登録出願が次の各号のいずれにも該当することを証明するために必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標がこの法律の施行前から日本国内において自

己の業務に係る小売等役務について使用をしているものであること。

二 その商標登録出願に係る指定役務が前号の小売等役務であること。

- 3 使用に基づく特例の適用の主張を伴う商標登録出願であつて、前項各号のいずれにも該当するもの（以下この条において「使用特例商標登録出願」という。）についての商標法第四条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第十号中「使用をするもの」とあるのは、「使用をするもの（自己の業務に係る役務（第二条第二項に規定する役務に限る。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であつてその役務について使用をするものを除く。）」とする。
- 4 第一項に規定する場合において、当該二以上の商標登録出願のいずれかが使用特例商標登録出願であるときは、商標法第八条第五項の規定の適用については、同項中「特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めた一の商標登録出願人」とあるのは、「意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）附則第八条第三項に規定する使用特例商標登録出願の商標登録出願人（当該使用特例商標登録出願が二以上あつたときは、それらの使用特例商標登録出願の商標登録出願人）」とする。
- 5 商標法第二十四条の四及び第五十二条の二の規定は、前項の規定により読み替えられた同法第八条第五項の規定の適用により、同一又は類似の小売等役務について使用をする同一又は類似の二以上の登録商標に係る商標権について異なった者を商標権者とする設定の登録があつた場合に準用する。

（略）